

今後の舞台芸術創造活動の支援方策について（提言）

～ 21世紀の日本の心を育むために～

平成16年2月3日

文化審議会文化政策部会

目次

- 「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について（提言）」・・・1
- 「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について（提言）」要旨・・・17
- 「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について（提言）」参考資料・・・20
- 「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について（提言）」附属資料・・・44

今後の舞台芸術創造活動の支援方策について（提言）

～ 21世紀の日本の心を育むために～

平成16年2月3日

文化審議会文化政策部会

はじめに	1
．舞台芸術創造活動への支援の意義について	2
1．舞台芸術創造活動の意義	2
2．我が国の舞台芸術創造活動の現状	2
3．舞台芸術創造活動への支援の必要性	3
．現状の舞台芸術振興施策	4
1．創造活動への支援	4
(1) 芸術団体重点支援事業	4
(2) 国際芸術交流支援事業	4
(3) 芸術拠点形成事業	5
(4) 本物の舞台芸術体験事業	5
2．基盤形成への支援	5
(1) 芸術団体人材育成支援事業	6
(2) 新進芸術家国内・海外留学制度	6
3．芸術文化振興基金	6
．我が国の今後の舞台芸術創造活動への支援の在り方	7
1．舞台芸術創造活動への支援の基本的在り方	7
2．舞台芸術創造活動への具体的支援策の方向性	10
(1) 創造活動への支援	10
支援目的の明確化	10
支援対象事業・経費の範囲の改善	10
各分野の特性に応じた支援	10
採択決定の早期化及び資金の早期交付	10
地域の特色ある芸術拠点の形成へ	11
(2) 基盤形成への支援	11
人材育成策の充実	11
地域の文化力の全国への発信	12
芸術団体のマネージメント機能の充実	12
地域、民間との連携による相乗効果	12
3．新たな評価システムの確立	14
(1) 団体の自己評価と情報公開等	14
(2) 支援のための評価	14
審査(事前評価)体制・方法	14
事後評価の実施とその結果の支援への反映	14
評価の透明性、公開性の確保	15
おわりに	16

はじめに

平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が公布・施行され、それを受けて翌年12月には「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定され、国として我が国の文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を目指す基本方針が定められた。

一方、文化庁においては、平成13年1月に、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項について、幅広い観点から調査審議を行う場として文化審議会が設置され、文化全般について審議する体制が整えられた。このような状況の中で文化審議会の下に文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について審議を行う場として平成15年2月に文化政策部会が設置されるに至った。

この第一期の文化政策部会では、映画関係については文化庁において別途、懇談会を設けて振興策の検討が行われていたことも踏まえ、我が国文化芸術活動の大きな部分を占める舞台芸術創造活動について、近年、予算が拡充されてきた中で国としての今後の支援の在り方を検討の課題として取り上げることとした。その際、近年、政策評価が重要視されていることを踏まえ、支援の在り方の検討に当たっても、助成対象の選定など審査・評価の在り方を含めて検討を行うこととした。なお、検討の対象については舞台芸術創造活動全般とするが、歌舞伎、文楽、能などの伝統芸能の保存関係を対象外とし、また、独立行政法人日本芸術文化振興会に置かれる芸術文化振興基金については、検討に際して、その活動内容は充分考慮するが、提言の対象としては文化庁が直接行う支援事業のみとすることとした。

本部会ではこのような検討内容の下、平成15年5月に第1回の会合を開いて以来、これまで7回の審議を行い、このたび、本提言を取りまとめたものである。

従来より文化庁では、舞台芸術創造活動への支援策として、「アーツプラン21」を中心に、優れた文化芸術団体への支援、芸術家の養成等を行っており、平成14年度からはこれらの支援策を更に拡充し、推進していくため、「文化芸術創造プラン」を設け（平成15年度予算額191億円）、我が国の優れた文化芸術の向上に資する活動に対して支援を行っている。

本提言は、これらの支援策がより一層、我が国文化芸術の振興に資するものとなるよう、これら舞台芸術創造活動への支援と評価の在り方についての今後の方向性を示すものである。

文化庁においては本提言を踏まえ、舞台芸術創造活動への支援の具体的な改善・充実に努めていくことを期待するものである。

・舞台芸術創造活動への支援の意義について

1．舞台芸術創造活動の意義

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成14年12月閣議決定)においては、文化芸術の意義を、人間が人間らしく生きるための糧、共に生きる社会の基盤を形成するもの、質の高い経済活動の実現を促す条件、人類の真の発展への貢献、世界平和の礎、の5つに要約している。そして、文化芸術は、芸術家や芸術団体、一部の愛好家だけのものではなく、すべての国民が真にゆとりと潤いの実現できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、「国民全体の社会的財産である」ため、社会全体で文化芸術の振興を図っていくことが必要であるとしている。

そのような文化芸術の中でも、音楽、舞踊、演劇といった舞台芸術は、創り手と受け手とが時間と空間を共有することによって、人と人とのつながりを深め、コミュニティの共通の基盤を形成するという重要な役割を果たしている。このため、舞台芸術創造活動を活性化することは、我が国の文化芸術の振興を促すとともに、広く社会全体の発展をも促していくという重要な意義を有している。

優れた舞台芸術創造活動は国民全体の文化的高まりを導き、新たな文化芸術創造活動に貢献し、社会を活性化させる。また、科学技術の発達によって人間と自然との乖離が見られる今日、舞台芸術創造活動はこの溝を埋めることができるものとも言える。科学技術の発達により、利便性という面では人々の生活水準は向上を遂げたが、一方で、通信手段の多様化により、他者と同じ時空間を共有しているという意識が希薄になってきている。こうした共存の意識を呼び覚まし、人々のコミュニケーション能力を向上させていく上で、舞台芸術創造活動の振興は極めて重要である。

先進諸国間における音楽、舞踊、演劇などの国際的な交流において、我が国はこれまでに海外から多くの影響を受けて来た。しかしこの21世紀においては、極東に位置し、西欧と異なる文化圏に属する日本が、独自のものを創造し、舞台芸術の分野で国際的に貢献することが求められており、その一層の振興は必要不可欠なものとなってきている。

2．我が国の舞台芸術創造活動の現状

音楽、舞踊、演劇などの舞台芸術は、我が国においても永い歴史を有しており、各時代において、有力者による保護、育成、大衆による支持などでその振興が図られてきた。また、近年では、国による舞台芸術創造活動への本格的な支援が開始され、芸術団体重点支援事業等の国からの支援、芸術文化振興基金による助成などによって、各芸術家・芸術団体の公演活動も活性化してきており、今日これらの舞台芸術創造活動は我が国の文化として国民生活の中に定着しつつある。

しかしながら、これら舞台芸術創造活動の主体や活動拠点は、一部を除いて、ほとんどが事業規模の小さな団体であり、経済状況によってその活動が大きく左右される傾向が避けられない状況下にある。現に今日では、民間劇場の閉鎖などが見受けられ、創造活動の停滞が憂慮される事態が生じている。また、稽古場等の活動場所の恒常的な不足や借料等の財政的な

負担などもかねてから指摘されている。さらに、地域における創造活動の発表の機会の不足などから、創造団体が東京一極に集中し、その結果、地域の特色ある文化芸術の衰退なども問題となっており、国による舞台芸術創造活動支援の更なる充実と、より有効な運用が望まれている。

3．舞台芸術創造活動への支援の必要性

芸術家や芸術団体等が行う舞台芸術創造活動等は、我が国の社会に活力を与えるとともに、諸方面に及ぶ国民の活動の活性化が促され、文化面のみならず経済面における波及効果など様々な効果が期待できる。

しかし、舞台芸術創造活動は、一回の上演に際して鑑賞し得る観客の人数に一定の限界があり、また、公演回数にも限りがあるなど、構造的に創造活動と鑑賞活動の経営バランスがとりにくい分野である。したがって、舞台芸術創造活動の評価を市場原理だけに委ねてしまうことは避けなければならない。

無論、多数の観客の支持を得て、レパートリー化や長期興行を可能とするなど、各団体が自力で収益をあげていく道を探るべきであることは言うまでもないことである。

そもそも、舞台芸術創造活動は、常に多様な芸術観の下に自由な発想による開拓や挑戦が活発に行われなければならない。興行的な成功が期待される作品だけでなく、先駆的・実験的な作品が常に意欲をもって創りだされるべきであり、また少数の観客に強く支持される作品も社会全体として尊重していくことが必要である。また、舞台芸術創造活動は作品創造のための初期投資や公演毎の経費などの点において本質的に採算が取りにくい分野である。それは舞台芸術という芸術形態の構造に由来するものであるため、いつの時代にも誰かが財政的にこれを支えていかなければならないものである。

我が国では、舞台芸術をはじめとする文化芸術活動は経済活動と二極を成して社会を構成するものであるにもかかわらず、経済効率ばかりが重視され、文化芸術が軽視されてきた経緯がある。文化芸術立国を目指す今後の我が国の在り方として、国の施策として文化芸術活動への支援を充実させていく必要がある。

現在の日本においては、各地方公共団体や企業のメセナ活動にも大いにこれを期待するものであるが、上記に鑑み国の施策として強力な支援を行っていく必要がある。

・現状の舞台芸術振興施策

文化庁では、従来より民間芸術等振興費補助金などを通じ、舞台芸術創造活動への支援を行ってきた。平成8年にはそれまでの文化芸術支援施策を再構築し、文化芸術団体への総合的、継続的かつ重点的な助成を実施すべく、「アーツプラン21」を創設、推進してきたが、平成14年度からはこれを一層加速させているため、「アーツプラン21」に従来の在外研修制度などを組み入れた「文化芸術創造プラン」を創設し、創造活動、基盤形成など文化芸術活動への総合的な支援を行っている。

なお、平成2年には日本芸術文化振興会（現独立行政法人日本芸術文化振興会）に多様な文化芸術活動への助成を行う芸術文化振興基金が設置されており、今日、文化庁が直接行う事業とともに、舞台芸術創造活動への支援に重要な役割を果たしている。

1．創造活動への支援

文化芸術団体の成果の発表である公演活動自体に対する文化庁の主な支援策としては、以下のような事業がある。

（1）芸術団体重点支援事業

意欲的な公演活動への取組等により、我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となることが期待される芸術団体を実施する年間の自主公演を総合的かつ継続的に（原則、3年間）支援している。

本事業の採択に当たっては、芸術団体からの申請に基づき、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の5部門毎に設置される「芸術団体重点支援事業等協力者会議」において、新規申請団体、継続支援団体について毎年度事業の審査を実施している。

平成15年度は、音楽部門28団体（オーケストラ17団体、オペラ8団体、合唱・その他3団体）、舞踊部門15団体（バレエ8団体、コンテンポラリーダンス・その他7団体）、演劇部門22団体、伝統芸能部門8団体、大衆芸能部門13団体（落語4団体、講談2団体、浪曲2団体、漫才・その他5団体）の合計86団体に支援を行うこととしている。

（2）国際芸術交流支援事業

我が国と外国との二国間における芸術交流の推進と、海外とのオペラ等の共同制作や、世界で開催される有名なフェスティバル等への参加を支援している。

本事業の採択に当たっては、芸術団体重点支援事業と同様に、各部門毎の「芸術団体重点支援事業等協力者会議」において、審査を実施している。

平成15年度は、113事業（二国間交流（海外公演）音楽11事業、

舞踊 13 事業，演劇 14 事業，伝統芸能 8 事業，大衆芸能 1 事業，二国間交流（招へい公演）音楽 2 団体，舞踊 4 団体，演劇 4 団体，海外公演音楽 4 事業，舞踊 12 事業，演劇 13 事業，伝統芸能 4 事業，大衆芸能 2 事業，国際共同制作公演音楽 4 事業，舞踊 3 事業，演劇 10 事業，国際フェスティバル 4 事業）に支援を行うこととしている。

（３）芸術拠点形成事業

自ら企画・制作する能力を有する文化会館，劇場等が行う自主企画・制作の公演，子どもたちを含め広く一般の国民が参加する講習会やワークショップ等の事業に対して支援している。

本事業の採択に当たっては，劇場等の文化施設の設置又は管理者の申請に基づき，「芸術団体重点支援事業等協力者会議〔芸術拠点形成（公演事業等支援）〕」において，審査を実施している。

平成 15 年度は，18 施設に対して支援を行うこととしている。

（４）本物の舞台芸術体験事業

子どもたちが，優れた舞台芸術を鑑賞し，文化芸術団体による実演指導，ワークショップやこれらの団体等との共演に参加し，本物の舞台芸術に身近に触れる機会を提供している。

本事業における公演団体及び演目の決定に当たっては，文化芸術団体からの申請に基づき，学校公演と公立文化施設公演毎に「本物の舞台芸術体験事業企画委員会」において，審査を実施している。また，開催場所については都道府県教育委員会からの推薦により文化庁で決定している。

平成 15 年度においては，全国の小・中・高等学校及び公立文化施設において 520 公演（学校公演 401 公演（合唱 41 公演，オーケストラ 85 公演，音楽劇 12 公演，児童劇 109 公演，演劇 58 公演，ミュージカル 56 公演，文楽 9 公演，バレエ 26 公演，邦楽・邦舞 5 公演），公立文化施設公演 119 公演（オーケストラ 17 公演，音楽劇 3 公演，オペラ 5 公演，合唱 6 公演，バレエ 3 公演，モダンダンス 4 公演，演劇 16 公演，児童劇 8 公演，ミュージカル 14 公演，歌舞伎 5 公演，文楽 6 公演，能楽 2 公演，寄席芸能 30 公演））を行うこととしている。

2．基盤形成への支援

我が国の舞台芸術創造活動の振興を図るためには，「1．創造活動への支援」のような，公演活動自体に支援を行うこととともに，次代の実演芸術家など人材の育成，各分野に関する調査研究などの基盤形成のための支援が不可欠である。文化庁では，基盤形成への支援として以下のような施策を推進している。

(1) 芸術団体人材育成支援事業

我が国の芸術家・芸術団体を幅広く構成員とする協会，連盟等の団体が行う芸術家の育成や調査研究等の事業を支援している。

本事業の採択に当たっては，芸術団体重点支援事業と同様に，協会，連盟等の団体からの申請に基づき，各分野毎に「芸術団体重点支援事業等協力者会議」において，審査を実施している。

平成15年度は，80事業（音楽11事業，舞踊14事業，演劇22事業，伝統芸能12事業，大衆芸能4事業，映画9事業，その他8事業）に支援を行うこととしている。

(2) 新進芸術家国内・海外留学制度

我が国の文化芸術の振興のため，美術，音楽，舞踊，演劇，舞台美術等，映画，メディア芸術の芸術家等を対象に，一定期間（1年，2年，3年，特別（80日間）），その専門とする分野について研修する機会を提供している。

平成15年度は，新進芸術家海外留学制度において155名（美術47名，音楽41名，舞踊19名，演劇17名，舞台美術等7名，映画5名，メディア芸術7名，アートマネージメント12名），国内研修制度において74名（美術14名，音楽12名，舞踊15名，演劇10名，舞台美術等5名，映画3名，アートマネージメント4名，伝統文化11名）を研修の対象としている。

3. 芸術文化振興基金

文化庁が直接実施する支援事業の他，我が国の舞台芸術創造活動に対する支援として，独立行政法人日本芸術文化振興会においても，芸術文化振興基金を通して支援が行われている。

芸術文化振興基金は，独立行政法人日本芸術文化振興会の下に，すべての国民が文化芸術に親しみ，自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から，平成元年度末に創設された。

芸術文化振興基金は，基金（政府出資金530億円，民間出せん金112億円）の運用益により，芸術創造普及活動，地域文化振興活動，文化振興普及団体活動を対象にプロフェッショナルからアマチュア団体まで幅広く支援している。

助成対象活動は，芸術団体等の応募申請を「芸術文化振興基金運営委員会」に諮り，決定している。また，「芸術文化振興基金運営委員会」の下に分野別の4つの部会，11の専門委員会を置き，各分野の実情及び特性に応じた審査を実施している。

・我が国の今後の舞台芸術創造活動への支援の在り方

1．舞台芸術創造活動への支援の基本的在り方

今後一層我が国の舞台芸術創造活動を活性化するとともに，国民が多様で幅広い舞台芸術を享受できるようにするため，国が行う舞台芸術創造活動への支援については，次の各点を基本的在り方として考えていくべきである。

【重点的支援と幅広く多様な支援をバランスよく，メリハリをつけて】

国が行う舞台芸術創造活動への支援については，それぞれの支援の事業の目的を明確にし，それにふさわしい活動に対して厳正な審査の下，重点的に支援を行っていくべきである。

一方，水準の高い創造活動は幅広い多様な活動の中から生まれてくるものであり，様々な芸術的価値の創造に挑戦する機会を多くの団体に多様な形で提供することが必要であり，このような点はこれまで文化芸術振興基金を中心に対応してきたところである。

文化庁では，舞台芸術創造活動を国全体としてより一層活性化するように，芸術文化振興基金の在り方も含めて，上記の二つの趣旨の支援を国全体の立場から今後ともバランスを取りつつ，よりメリハリをつけたものとしていくべきである。

【中長期的な観点から創造活動が活性化するように】

国の支援事業は，毎年度の予算により措置されるものであり，舞台芸術創造活動に対する支援についても，基本的には毎年度の手続に則って行われるものである。

しかしながら，舞台芸術創造活動は他の文化芸術活動と同様，単年度での成果を求めることが適当でないものが多い。

国が行う舞台芸術創造活動への支援については，我が国の文化芸術の将来的な発展という中長期的な観点に立って，創造活動がより一層活性化していくよう留意すべきである。

【東京中心の視点から地域重視の視点へ】

現在の国の舞台芸術創造活動への支援においては，文化芸術団体の多くが東京周辺に集中しているため，採択団体も東京周辺に集中する傾向があり，他の地域の文化力が全国に発信されにくい状況にある。こうした状況を看過すれば，我が国の文化芸術の全体的な活力も薄れ，また，それぞれの地域の特色ある文化が衰退していくことにもつながる。

我が国の文化芸術の健全な発展を図っていく上では，このような文化の一極集中という状況を改善し，東京と地域との構造的違いにも配慮し，地域において優れた舞台芸術創造活動が活発に展開されることをこれまで以上に重視していくべきである。

また、様々な地域における舞台芸術創造活動が全国的に発信され、相互に影響を与え合うよう、各地域における取組み、活動状況が全国に周知されるような方策についても配慮していくべきである。

【人材育成をはじめとする基盤形成への支援の充実】

舞台芸術創造活動が今後とも充実・発展していくためには、中長期的な観点からは、何よりも、才能ある人材がその能力を最大限に発揮できるような環境を整備することが最も重要である。また、より安定した活動を展開していくためには、舞台芸術創造活動に関する資料の収集、保存、調査研究とともに、この分野の様々な情報が円滑に入手できるような情報網の整備も重要であり、このような舞台芸術創造活動を支える基盤を形成するための事業への支援は、創造活動への支援と両輪を成すよう進めていくことが必要である。

特に、人材育成策については、将来的に我が国の舞台芸術創造活動の振興に果たす役割が極めて大きいことを考慮し、我が国の将来の舞台芸術創造活動を担う若手の養成、プロデューサーなどのアートマネージメント担当者の研修、現場の舞台を作り上げていくために必要な人材の養成・研修などの充実に取り組んでいくことが必要である。

また、現在の舞台芸術創造活動を後世に伝えていくためには、資料、情報を体系的に収集し、保存・活用していくことが必要であり、そのための仕組みについても検討していく必要がある。

さらに、我が国において舞台芸術創造活動が一層活性化されるためには、民間企業・団体等の果たす役割が大きいことに鑑み、このような民間企業・団体等が主体的に舞台芸術創造活動を行い、また、様々な支援を充実していくことができるような環境を醸成していくことも重要であり、そのために必要な税制上の措置などについても検討していくことが必要である。

【鑑賞者の動向への配慮】

国による舞台芸術創造活動への支援は、文化芸術団体が行う創造活動に対するものであるが、それと同時に、支援の効果が最終的に享受者の広がりを導くとともに、享受者の豊かな文化芸術体験の実感となり得ることに、留意しなければならない。このため、文化芸術団体においては自らの創造性を保ちつつも、鑑賞者の動向を踏まえ、享受者の広がりにも十分配慮するとともに、鑑賞者の動向を将来の活動に積極的に反映させていくことが望まれ、国としてもそのような取組を促進していくべきである。

ただし、国の支援は、市場原理のみに委ねていては活動の継続が難しく、文化の多様性の確保の観点から重要であるものを中心に行われるべきであり、鑑賞者の動向への配慮という観点を重視するにしても、単純

に鑑賞者数の競い合いに陥ることは避けなければならない。また、先駆的・実験的な舞台芸術創造活動など、現時点ではこれを支持する鑑賞者数が少なくても、将来的に我が国の文化芸術の振興に資する活動については、積極的に支援していくべきである。

【子どもたちの教育の中における文化芸術活動の重要性を認識した取組】

文化芸術は人間に人間らしさを取り戻させるものであり、子どもの時から舞台芸術創造活動などの文化芸術活動に触れる機会を充実させていくことが重要である。

音楽、舞踊、演劇などの舞台芸術創造活動は、創造活動を体験することによって、子どもたちに他者の価値観の尊重やコミュニケーションの重要性などを学ばせることができ、また、鑑賞活動を通して、学校的生活では体験できないような感動を味わうことにより、いのちの大切さ、生きることの意味など人生において重要な価値を率直に伝えることができる。

子どものうちから、舞台芸術創造活動に触れる機会を多様な形で提供していくとともに、学校教育の中においても、子どもたちの表現活動により一層積極的に取り組むことが望まれる。

2. 舞台芸術創造活動への具体的支援策の方向性

(1) 創造活動への支援

支援目的の明確化

今後の舞台芸術創造活動への支援に当たっては、国として我が国の文化芸術の振興を図る上でどのような活動を重視しているのかなど、支援目的をより明確に示し、その目的に適した活動を厳正な審査により決定し、支援していくべきである。

現在、文化庁が実施している創造活動への支援の中で大きな比重を占めている芸術団体重点支援事業は、団体が年間に行う自主公演事業全体を評価して支援を行っているが、近年、予算の増加に伴う対象分野や支援団体数も拡充してきた。このこと自体は大変好ましいことであり、今後とも、事業の拡充を図っていくべきであるが、事業創設当初と比べれば、支援内容が多様なものとなっている。このような状況を踏まえ、芸術団体重点支援事業については、その支援目的をより明確にするとともに、支援対象事業についても、これをより明確にし、それぞれの対象事業の趣旨に則した活動を支援対象とするなどの見直しを行い、その拡充を図っていくべきである。

支援対象事業・経費の範囲の改善

上記のような支援目的、対象事業を明確にし、見直していくに際しては、舞台芸術創造活動をより活性化していくという観点から、支援対象とする事業、経費について、これまで支援対象とされていなかったものについても、その目的に適するものについては、できる限り、創造活動の実態に則して、弾力的に考えていくべきである。

また、昨今の文化芸術分野の細分化によって、既存の文化芸術分野には属さない舞台芸術創造活動も芽生え始めており、このような新しい領域横断的な舞台芸術創造活動や新たな芸術的価値の創造に挑戦する活動等への支援についても考慮していく必要がある。

各分野の特性に応じた支援

舞台芸術創造活動には多様な分野があり、それぞれの分野によって規模が異なり、また、公演など活動の在り方も様々である。このように多様な形態を持つ舞台芸術創造活動への支援に当たっては、各分野一律ではなく、それぞれの分野の特性に応じた支援となるよう留意していくことが望まれる。

採択決定の早期化及び資金の早期交付

舞台芸術創造活動は、企画から公演の実施まで相当の期間を必要とする。また、芸術的な完成度を高めようとするれば、必然的に準備期間に多くの時間と労力を費やさざるを得ない。

特に、国際交流支援事業などはこの傾向が顕著であることから、支援対象事業はできるだけ早く決定されることが必要である。

また、資金の早期交付については、現状の契約形態の事情も勘案し、公演実施後に可能な限り速やかに交付できるように、国及び文化芸術団体側の事務処理の効率化について検討するほか、文化芸術団体が公演の準備期間に一定の資金を確保できるよう、舞台芸術創造活動への低金利の融資制度やつなぎ融資制度の可能性についても検討していくことが望まれる。

地域の特色ある芸術拠点の形成へ

我が国の舞台芸術創造活動の振興を図っていくためには、現在の一極集中を改め、各地域の文化力の形成とその発信がなされるような環境を整えていかなければならない。そのための新たな事業として、平成14年度から芸術拠点形成事業が開始されたが、各地域における中核となる特色ある芸術拠点が着実に形成されていくよう、芸術団体重点支援事業との関係に十分留意しつつ、対象事業をより明確にするなど、今後も一層その充実を図っていく必要がある。

一方、団体に対する支援事業である芸術団体重点支援事業についても地域の芸術拠点における活動の展開にも配慮するなど、両事業による相乗効果により、地域の文化力の活性化が図られるよう考慮する必要もある。

さらに、これらの支援に当たっては、各地域の芸術拠点と文化芸術団体や芸術家等との様々な提携関係（フランチャイズ制、レジデンスーなど）が促進されるよう配慮する必要がある。

（２）基盤形成への支援 人材育成策の充実

人材の育成については、近年、新進の芸術家が育っている一方、現場で舞台を作り上げる人材、芸術家を育てる指導者、既に活躍する芸術家の再教育の場の不足などが指摘されており、こうした人材の育成を図るため、文化芸術団体による人材育成事業や新進芸術家国内・海外留学制度への支援を充実していくことが必要である。

また、我が国の舞台芸術創造活動を活性化させる上で、各分野において実力と知名度を兼ね備えた団体・個人を育成することで、それぞれの分野の舞台芸術創造活動の国内的・国際的な知名度の向上を目指すといった手法も検討されるべきである。このような取組により、我が国の舞台芸術創造活動が、将来的には日本の顔ともなり、また観光資源ともなり得る評価が得られる可能性を秘めているため、国としては芸術家を育成する文化芸術団体と連携して表彰・顕彰などを充実していくことも重要である。

地域の文化力の全国への発信

前述のように，文化芸術団体が圧倒的に東京周辺に集中している現状から，現在の国による舞台芸術創造活動の支援対象団体も東京周辺に偏在するという傾向がある。このような一極集中を緩和し，地域で行われている優れた舞台芸術創造活動を活性化させ，我が国全体の舞台芸術創造活動を発展させていくためには，地域の活動を全国に発信していく力を育てること，また，その基になる地域の舞台芸術創造活動の情報を積極的に収集，提供できる環境を整えていくことが必要である。

地域で行われる舞台芸術創造活動については，地域からその活動を全国的に発信する人や媒体などがいないことに起因する発信力不足が見られる。国においては，このような状況に鑑み，各地域で行われる舞台芸術創造活動を適切に評価し，その状況を全国に発信していくため，文化芸術分野の評論家や報道関係者など，必要な人材の交流と情報の流通を促進することを検討すべきである。

また，各地域がそれぞれ特色ある取組を展開していくためにも，各地域で行われている舞台芸術創造活動の取組の現状を様々な角度から取り上げ，全国に情報提供していくことが必要であり，これには，マスメディアからの一層の協力が望まれる。

芸術団体のマネジメント機能の充実

舞台芸術創造活動は，各団体がそれぞれの信念に基づき，主体的に実施するものであり，国の支援は，それを最大限尊重しつつ，助長していくべきものである。

国の支援事業がその効果を十分に発揮するためにも，創造活動を支える各文化芸術団体のマネジメント機能がより充実していくことが望まれる。このため，国としても，文化芸術団体のマネジメント機能の充実のための各種取組への支援を充実するとともに，アートマネジメント研修の充実などにも積極的に取り組んでいくべきである。

地域，民間との連携による相乗効果

舞台芸術創造活動への支援は，国のみならず，地方公共団体や民間企業・団体等においても実施されている。

これらの支援は，それぞれの目的に応じて，独自の観点から行われるべきであるが，その効果の一層の拡大を図る観点から，国，地域，民間の三者による支援の有機的連携といった視点を持つことも必要である。

特に民間企業・団体等による特色ある支援事業は，我が国の舞台芸

術創造活動が多彩に展開され、意欲的な創造活動を活性化させるために重要なものであり、国としても支援活動に力を入れている民間企業・団体等を積極的に顕彰するなど、このような取組の推進を図っていくべきである。

また、国立、公立、民間のそれぞれの文化施設における主催公演は、それぞれの施設の方針に基づき、特色ある事業展開がなされることが必要であるが、それとともに、それぞれの主催事業を必要に応じて連携させることにより、相互の活動がより多彩に実施され、また、経済的な効率化が図られることも期待できる。

このため、各文化施設が各地域や所有する施設の特色などに応じた様々なネットワークを構築し、他の施設等と連携していくことも必要と考える。

3. 新たな評価システムの確立

国の支援事業の充実を図るためには、支援目的を明確に定めた後、それにふさわしい事業を選定する（事前評価）体制を整備するとともに、支援対象事業がその成果をどのように出したかを評価し（事後評価）、このような事後評価をその後の支援事業に反映させていくような評価の仕組みを整備することが必要である。

また、そのような支援事業の評価が適切に行われるためにも、評価の過程、結果等はできる限り一般国民に公開し、透明性を高めていくことが必要である。

（1）団体の自己評価と情報公開等

国が支援事業を実施するに当たっては、厳正な審査、評価に基づき行うことはもちろんであるが、支援を受ける各文化芸術団体が国からの支援を受けていることを自覚し、各々の活動をそれぞれの観点から自己評価し、それを国民一般に公開していくことは大変有意義なことと考えられる。

各団体において、このような取組が今後積極的に行われることを強く期待するものである。

（2）支援のための評価

審査（事前評価）体制・方法

国の支援事業の対象活動の選定は、全て各分野の専門家、有識者による審査に基づき行われており、支援事業が効果あるものとなるかどうかは、最終的にはその審査体制・方法の在り方に負うものと言える。

このため、支援事業の審査委員の選定に当たっては、それぞれの事業の審査委員に最もふさわしい人材を、当該分野の専門家を中心としつつ、より幅広い分野から選ぶとともに、審査に当たっては、審査委員による合意を基本としつつ、客観的な指標を参考にすることも考慮していくべきである。

事後評価の実施とその結果の支援への反映

国の支援事業については、事業終了後、その事業報告の提出を求めているが、その内容について評価を行うことは一部事業を除いてはあまりなされていない。

今後の支援事業の実施に当たっては、支援した事業のフォローアップを必要に応じて行うとともに、事業終了後は、その評価を行い、評価結果をその後の支援事業に適切に反映していく仕組みを検討すべきである。

評価の透明性，公開性の確保

事前評価及び事後評価については，評価の公平性の確保を十分考慮しつつ，その透明性を高めるために，評価実施後は可能な限り審査委員などの審査体制，審査結果，さらに必要な場合には審査過程も含めて，公開していくべきである。

そのためにも，各支援事業の目的，内容，審査基準等はより明確でわかりやすいものとし，公表していくべきである。

おわりに

舞台芸術創造活動をはじめとする文化芸術活動は、その国それぞれの時代を表現するいわば時代の顔である。科学技術が発達した今日においても、文化芸術は常に人々を感動させ、人々の心を豊かにさせる。

このような文化芸術活動への国の支援は今後ますます重要なものとなっており、その拡充が望まれる。一方、支援の在り方については、文化芸術がそれぞれの時代によって変わっていくことに応じ、それぞれの時代に合ったものを考えていかなければならない。今後とも、国の支援策はその時代に則したものにしていけることが必要であり、このため、舞台芸術創造活動への支援の在り方についても、今後、定期的に見直しを行っていくべきである。

また、文化芸術活動への支援については、国から独立した公的な機関が行うのが適当ではないかとの意見もあり、今後、中長期的な観点に立った国としての文化芸術活動への支援の在り方については、芸術文化振興基金との連携も含め、文化芸術団体等とも協力しながら、検討が進められることを期待する。

「今後の舞台芸術創造種別の支援方策について（提言）」要旨

文化審議会文化政策部会

「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について（提言）」要旨 ～ 21世紀の日本の心を育むために～

はじめに

- 国による舞台芸術創造活動への支援がより一層、我が国の文化芸術の振興に資するものとなるよう、今後の支援方策やその評価の在り方について提言。

．舞台芸術創造活動への支援の意義について

- 音楽、舞踊、演劇といった舞台芸術は、他者と同じ時空間を共有することにより、人と人とのつながりを深め、コミュニティの共通の基盤形成に寄与するとともに、社会の活性化にも貢献。
- これまで我が国はこの分野で海外から多くの影響を受けてきたが、今後は独自性の発揮による国際貢献も必要。
- 文化芸術活動は経済活動と二極を成して社会を構成しており、文化芸術立国を目指す今後の我が国の在り方として、支援の一層の充実が必要。

．現状の舞台芸術振興施策

1．創造活動への支援

- ・芸術団体重点支援事業
…芸術団体を実施する年間の自主公演を支援。本年度は86団体に支援。
- ・国際芸術交流支援事業
…二国間交流、海外との共同制作等を支援。本年度は113事業に支援。
- ・芸術拠点形成事業
…文化会館等が実施する自主企画・製作等を支援。本年度は18施設に支援。
- ・本物の舞台芸術体験事業
…子どもたちに舞台芸術に触れる機会等を提供。本年度は520公演に支援。

2．基盤形成への支援

- ・芸術団体人材育成支援事業
…芸術団体を実施する芸術家の育成事業等を支援。本年度は80事業に支援。
- ・新進芸術家国内・海外留学制度
…様々な分野の芸術家に研修の機会を提供。本年度は229名に支援。

3．芸術文化振興基金

- …（独）日本芸術文化振興会による舞台芸術創造活動の支援。

．我が国の今後の舞台芸術創造活動への支援の在り方

1．舞台芸術創造活動への支援の基本的在り方

- 各支援事業の目的を明確にし、重点的に支援するとともに、幅広く多様な支援を全体としてバランスよく、メリハリをつけて実施。
- 我が国の文化芸術の将来的な発展という中長期的な観点に立った支援が必要。

- 文化の東京一極集中を改善し、地域における優れた舞台芸術創造活動が活性化するような地域重視の視点が必要。
- 舞台芸術創造活動の将来的な発展を支えるため、人材の養成・研修をはじめとする基盤の形成に対する支援の充実が必要。
- 国の支援は、先駆的・実験的な舞台芸術創造活動に積極的に行うとともに、鑑賞者の動向にも配慮し、享受者の広がりを通ずる取組を促進する観点も重視。
- 舞台芸術の鑑賞・表現活動を通じて子どもたちはいのちの大切さ、他者の価値観の尊重やコミュニケーションの重要性等を体験。学校教育においても子どもたちの表現活動への一層積極的な取組を期待。

2. 舞台芸術創造活動への具体的支援策の方向性

(1) 創造活動への支援

- 芸術団体重点支援事業について、対象分野、支援内容が多様になった現状を踏まえ、支援目的や支援対象事業をより明確化し、拡充を図る。
- 支援対象事業、経費について、舞台芸術創造活動の実態に則して弾力化を図るとともに、領域横断や新たな芸術挑戦への支援にも考慮。
- 音楽、舞踊、演劇など、舞台芸術各分野一律でなく、特性に応じた支援に留意。
- 国際芸術交流支援事業等の採択決定のより早期化を図るとともに、融資制度の可能性も含め、資金の早期交付について検討。
- 芸術拠点形成事業の一層の充実など、地域の文化力の活性化に配慮した支援を実施。また、支援に当たっては、各地域の芸術拠点と文化芸術団体等との提携関係（フランチャイズ制、レジデンシーなど）の促進に配慮。

(2) 基盤形成への支援

- 新進芸術家をはじめ、舞台関係者、指導者などの人材育成事業への支援を充実。国として文化芸術団体と連携して表彰・顕彰を充実。
- 地域の文化力の全国への発信のため、評論家等の交流機会の提供や地域の文化情報の流通促進等を検討。マスメディアの一層の協力も期待。
- 支援事業の効果を高めるため、文化芸術団体のマネジメント機能充実を推進。
- 国、地域や民間の三者による支援の有機的連携を図るとともに、民間企業等の取組を積極的に顕彰。各文化施設のネットワークの構築も必要。

3. 新たな評価システムの確立

- 文化芸術団体による自己評価と情報公開の一層の充実を期待。
- 国の支援は、各分野ごとの専門家による審査（事前評価）を充実するとともに、事後評価の結果をその後の支援事業に適切に反映する仕組みを検討。
- 評価の透明性を高めるため、審査体制、審査結果等は可能な限り公表。

今後の舞台芸術創造活動への支援方策について(提言)

～21世紀の日本の心を育むために～

文化審議会文化政策部会

【国による支援の意義】

舞台芸術創造活動は人と人のつながりを深め、コミュニティの形成に寄与

文化芸術と経済は社会の二極を構成するものであり、経済のみならず、文化芸術を振興することによって、社会の活性化に寄与

舞台芸術創造活動を通じた国際貢献の必要性

【支援の在り方について】

支援の基本的在り方

- 重点的支援と幅広く多様な支援をバランスよく、メリハリをつけて
- 中長期的な観点からの支援
- 東京中心の視点から地域重視の視点へ
- 人材育成などの基盤形成への支援の充実
- 鑑賞者の意向も将来の創造活動に反映していく取組を促進
- 子ども達が教育の中において文化芸術活動に触れる機会の充実

具体的には



今後の具体的支援策の方向性

創造活動への支援

- 国としての支援目的の明確化
- 多様な創造活動の実態をふまえた支援対象事業の改善
- 各舞台芸術分野の特性に応じた支援
- 資金の早期交付
- 地域の特色ある芸術拠点の形成

基盤形成への支援

- 若手、舞台スタッフ、指導者等の人材育成策
- 評論家、メディアの交流を通じた地域の文化力の発信
- 芸術団体のマネジメント機能の強化
- 国、地域、民間の三者による支援の連携

【評価の在り方について】

- 団体の自己評価と情報公開の促進。
- 評価の透明性と公開性の確保。

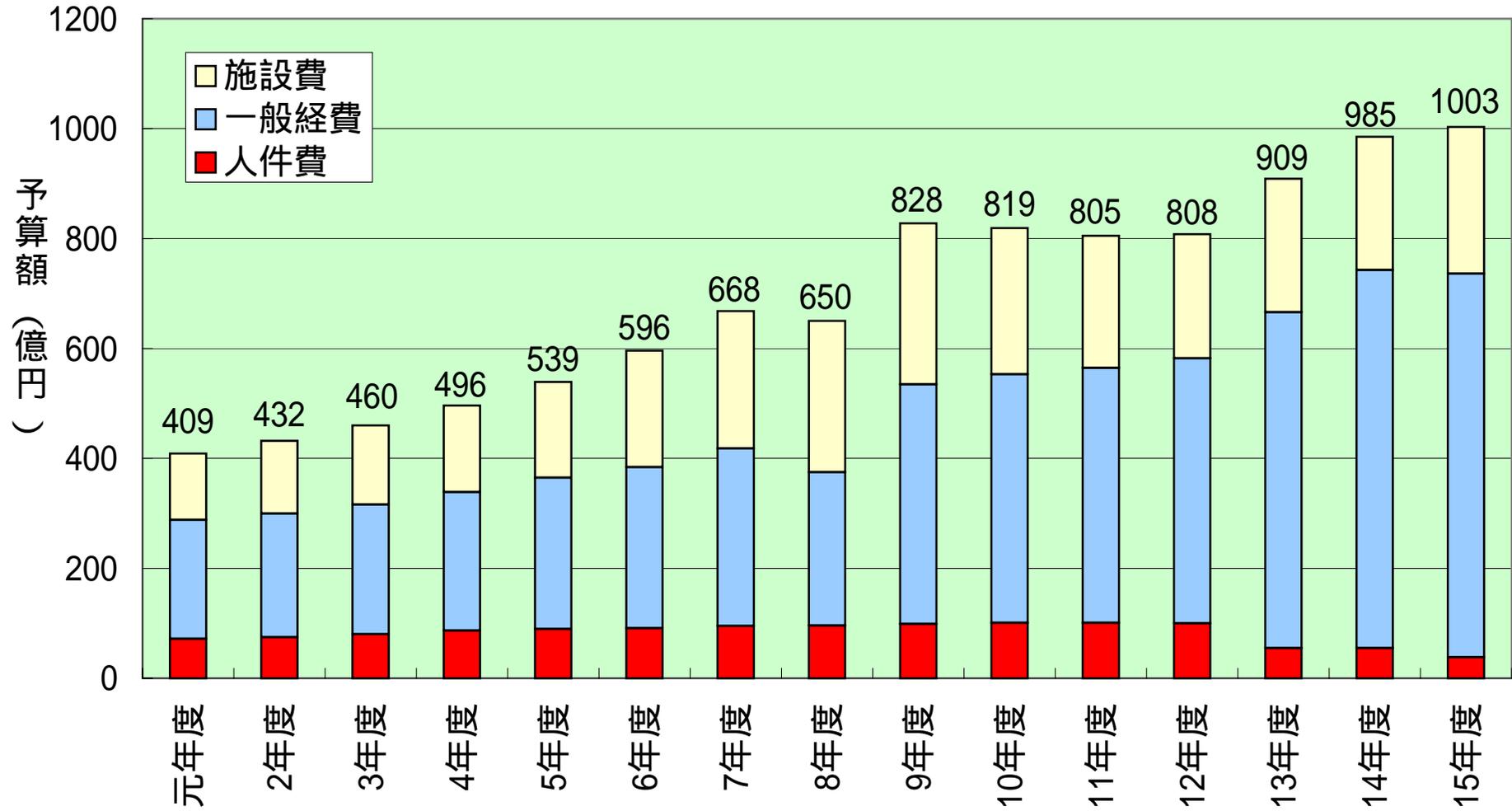
- 支援体制、評価方法の見直し。
- 事後評価を行い、次年度以降の選定に反映。

「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について（提言）」参考資料

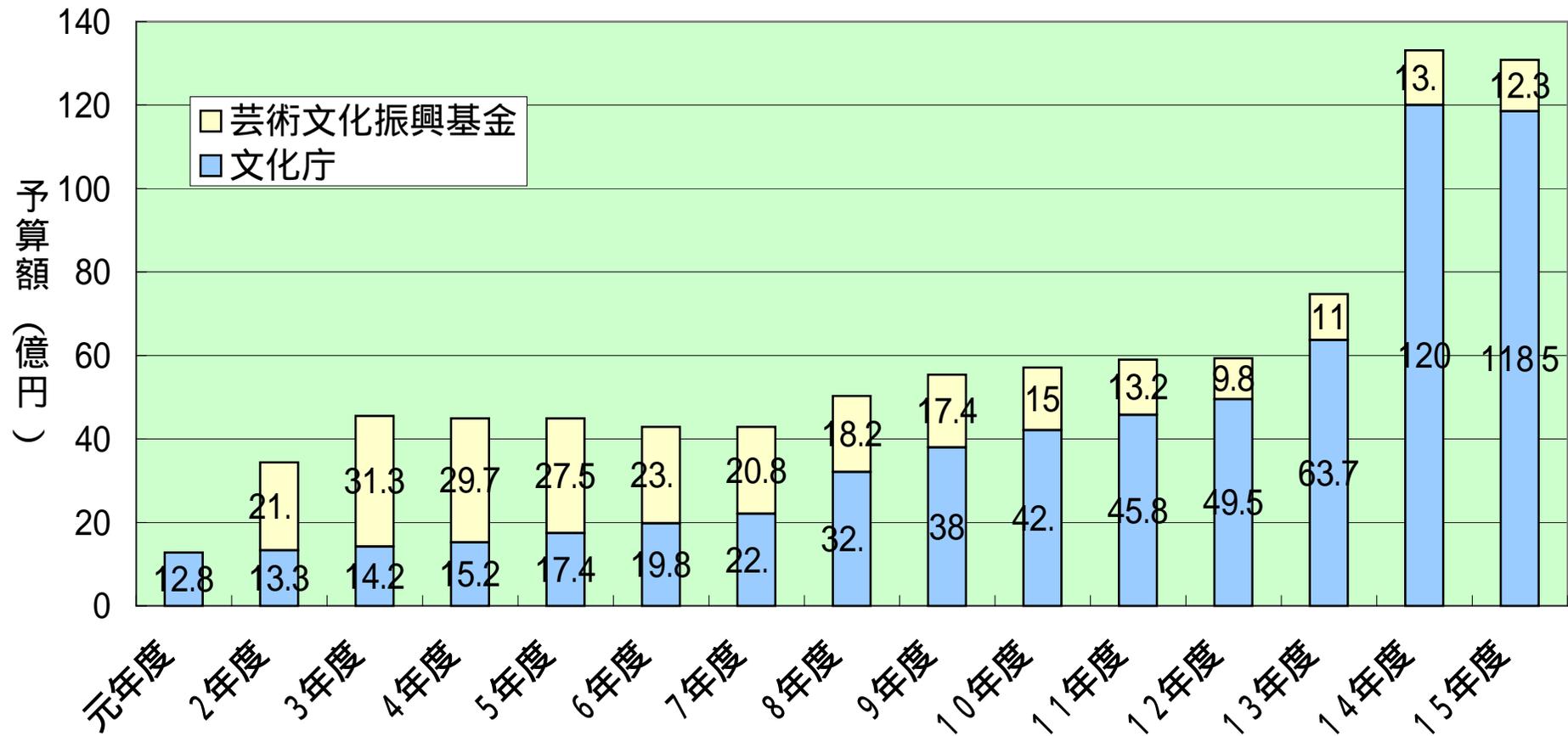
1 . 文化庁の予算 20
2 . 各支援事業の予算及び採択状況 21
(1) 芸術団体重点支援事業 21
(2) 国際芸術交流支援事業 24
(3) 芸術拠点形成事業 32
(4) 芸術団体人材育成支援事業 33
(5) 本物の舞台芸術体験事業 36
(6) 新進芸術家国内研修制度 40
(7) 新進芸術家海外留学制度 41
3 . 各支援事業の審査組織 42
(1) 芸術団体重点支援事業等の審査組織 42
(2) 新進芸術家海外留学及び新進芸術家国内研修制度の審査組織 42
(3) 本物の舞台芸術体験事業の審査組織 43

1. 文化庁予算

文化庁予算額の推移

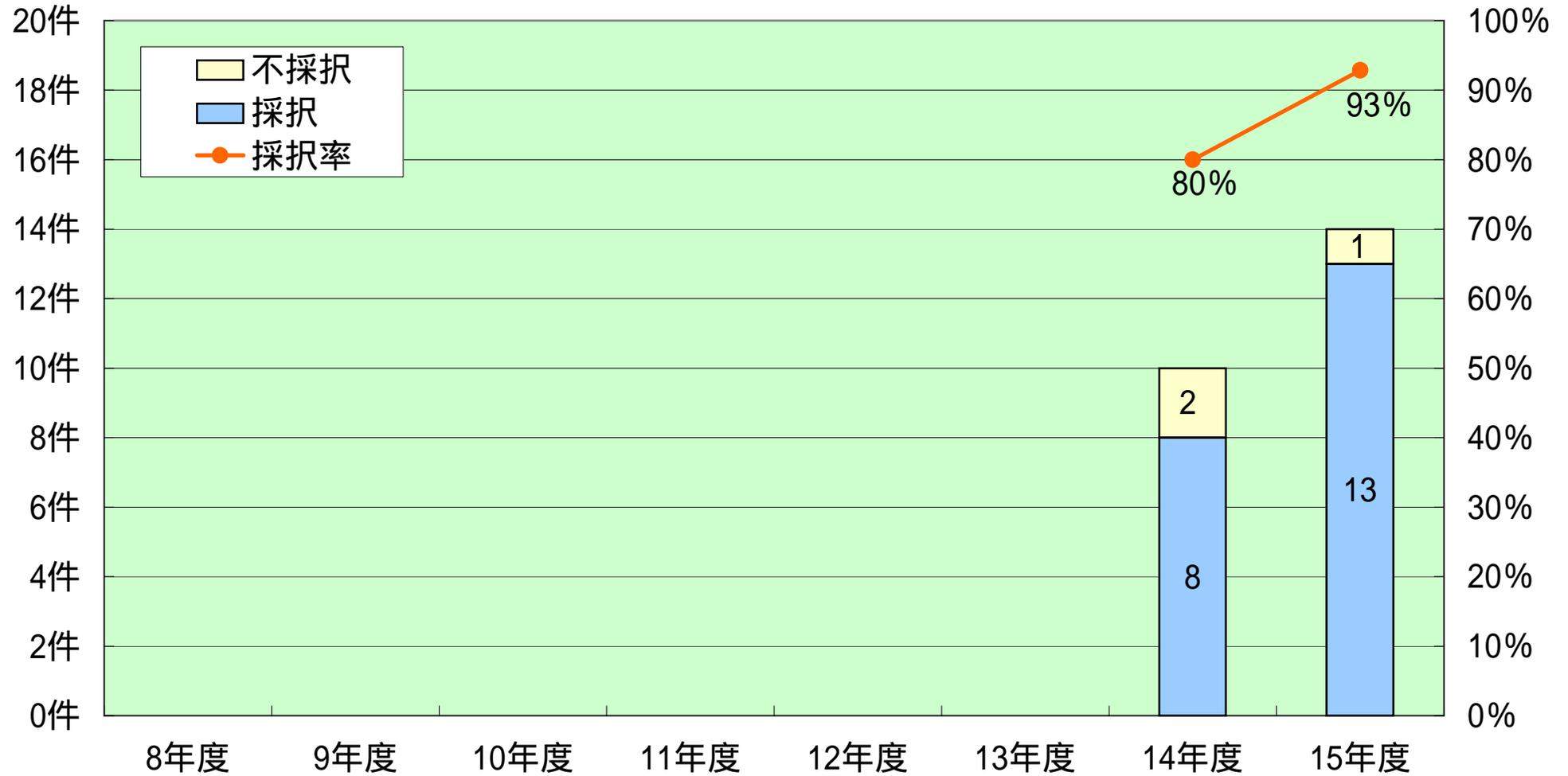


芸術文化活動支援予算等の推移



- ・平成7年度までの文化庁予算は、「民間芸術等振興費補助金」「日米舞台芸術交流事業」「優秀舞台芸術公演奨励」「舞台芸術高度化・発信事業」の合計額
- ・新進芸術家の研修制度、本物の舞台芸術体験事業等は各年との比較のため、除く。
- ・芸術文化振興基金は、助成額の実績。なお、平成15年度は内定額(映画への支援を除く)。

芸術団体重点支援事業(大衆芸能)採択推移



申請要件

芸術団体を構成するスタッフ、キャスト等は専門性が高いこと。

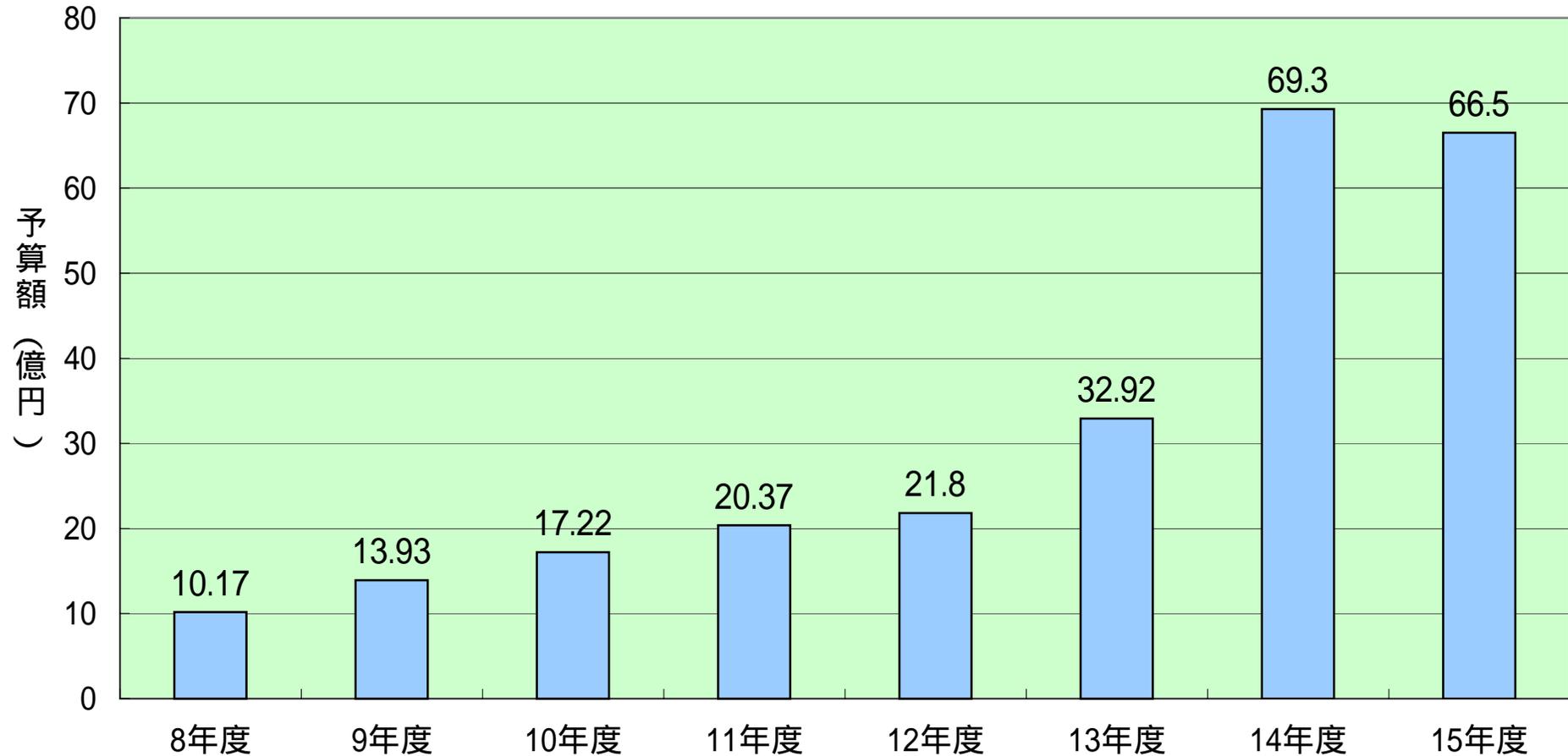
過去3年間及び今後3年間に、原則として以下の回数以上の自主公演の開催実績及び開催計画を有すること。

- ・ 自主公演 毎年2公演

2. 各支援事業の予算及び採択状況

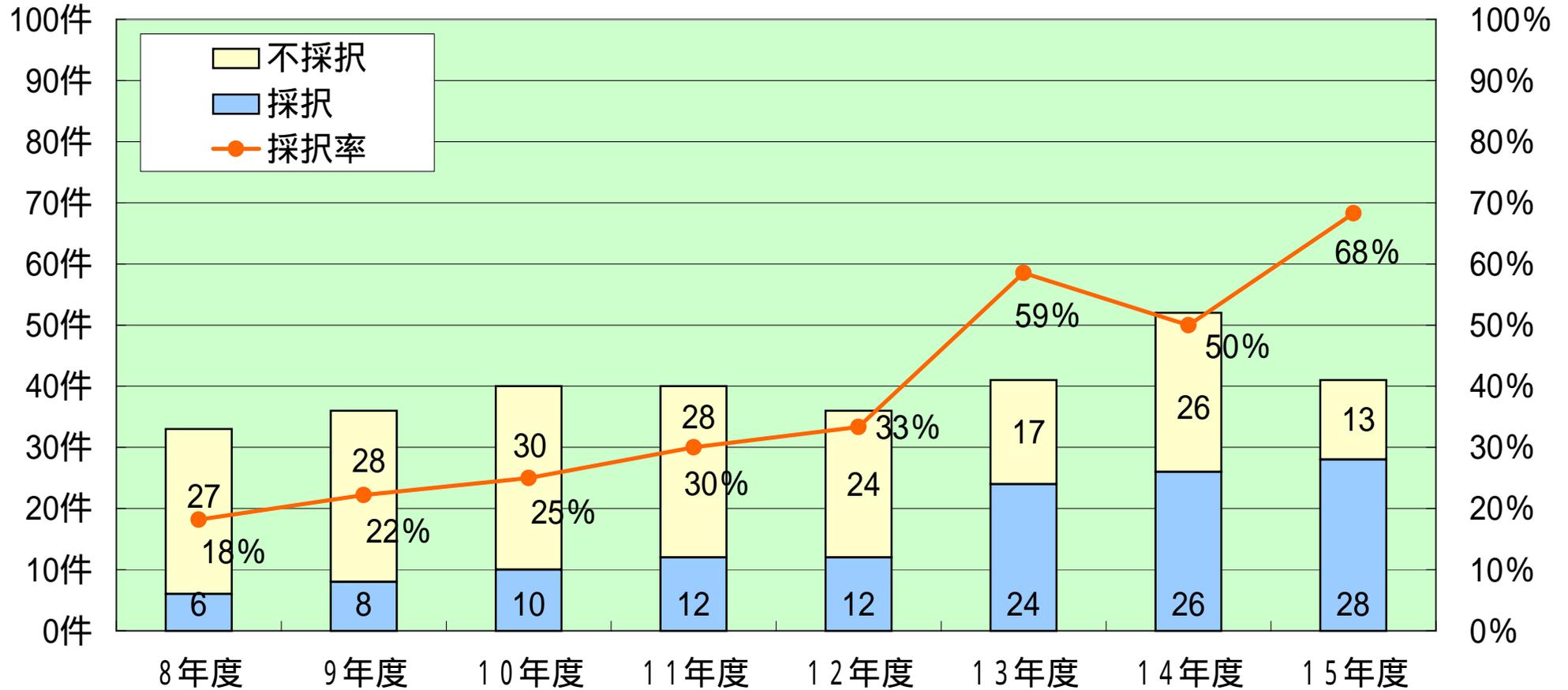
(1) 芸術団体重点支援事業

芸術団体重点支援事業予算額推移



舞台芸術公演、伝統芸能等に対する重点支援額。映画は除く。

芸術団体重点支援事業(音楽)採択推移



申請要件

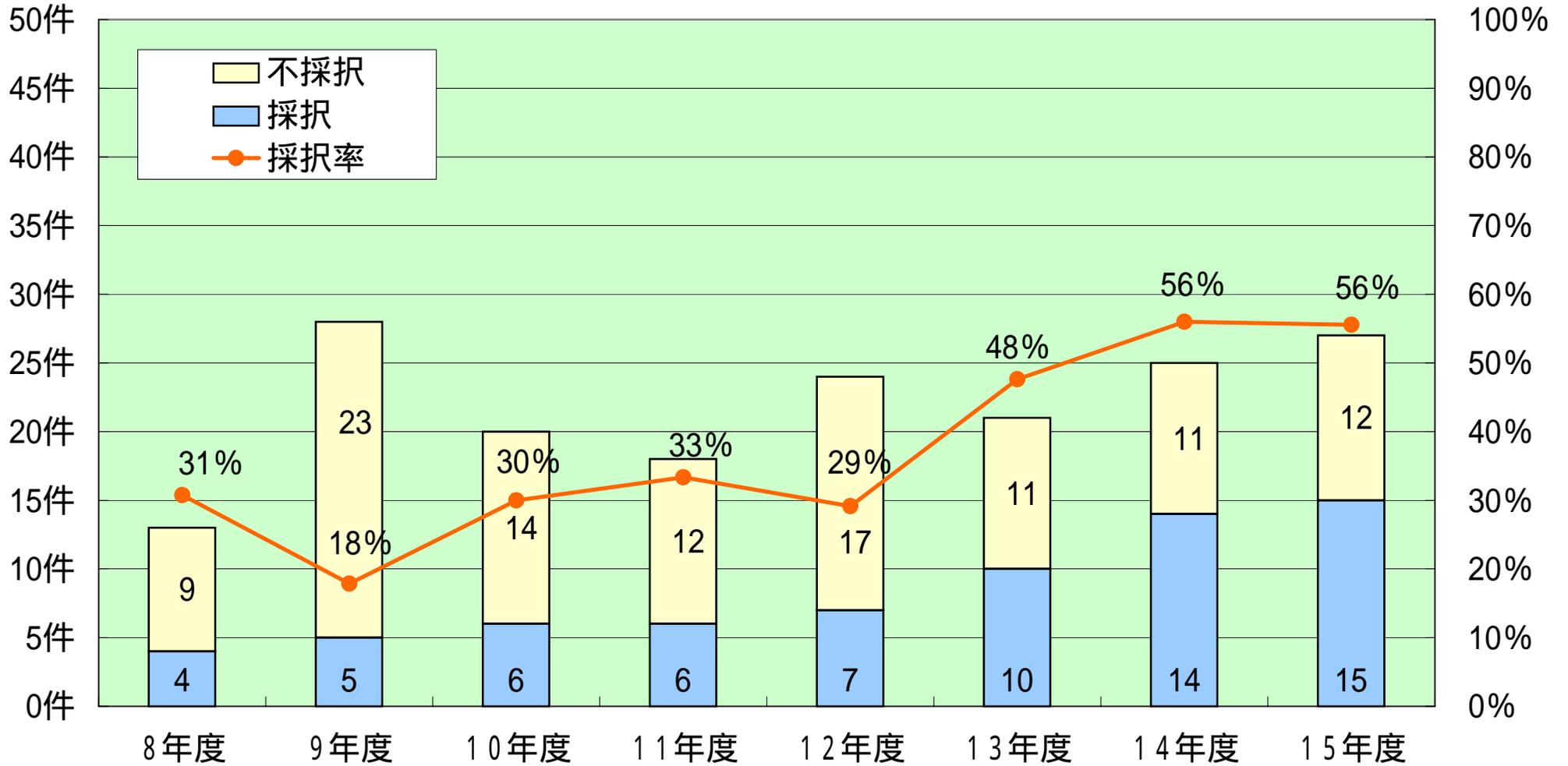
芸術団体を構成するスタッフ、キャスト等は専門性が高いこと。
 過去3年間及び今後3年間に、原則として以下の回数以上の自主公演の開催実績及び開催計画を有すること。

(大規模オーケストラ)	定期演奏会	毎年10回
(中規模オーケストラ)	定期演奏会	毎年5回
(オペラ)	自主公演	毎年3公演
(合唱)	自主公演	毎年5公演
(室内楽その他)	自主公演	毎年2公演

オーケストラ、合唱については、原則として以下の人数程度以上の構成員を要すること。

(大規模オーケストラ)	有給専属楽団員	80人
(中規模オーケストラ)	有給専属楽団員	55人
(合唱)	有給専属楽団員	40人

芸術団体重点支援事業(舞踊)採択推移



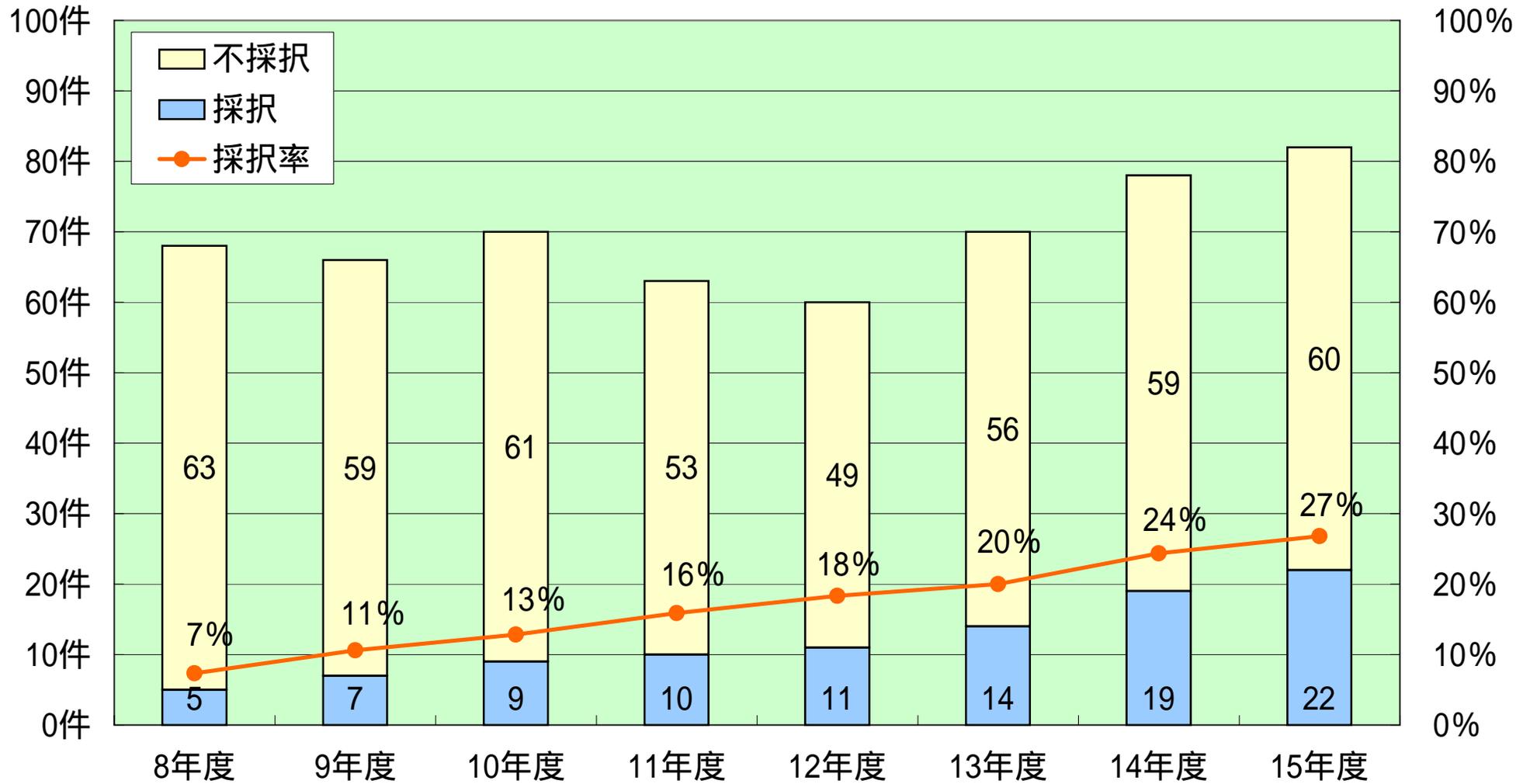
申請要件

芸術団体を構成するスタッフ、キャスト等は専門性が高いこと。

過去3年間及び今後3年間に、原則として以下の回数以上の自主公演の開催実績及び開催計画を有すること。

- ・ 自主公演 毎年2公演

芸術団体重点支援事業(演劇)採択推移



申請要件

芸術団体を構成するスタッフ、キャスト等は専門性が高いこと。

過去3年間及び今後3年間に、原則として以下の回数以上の自主公演の開催実績及び開催計画を有すること。

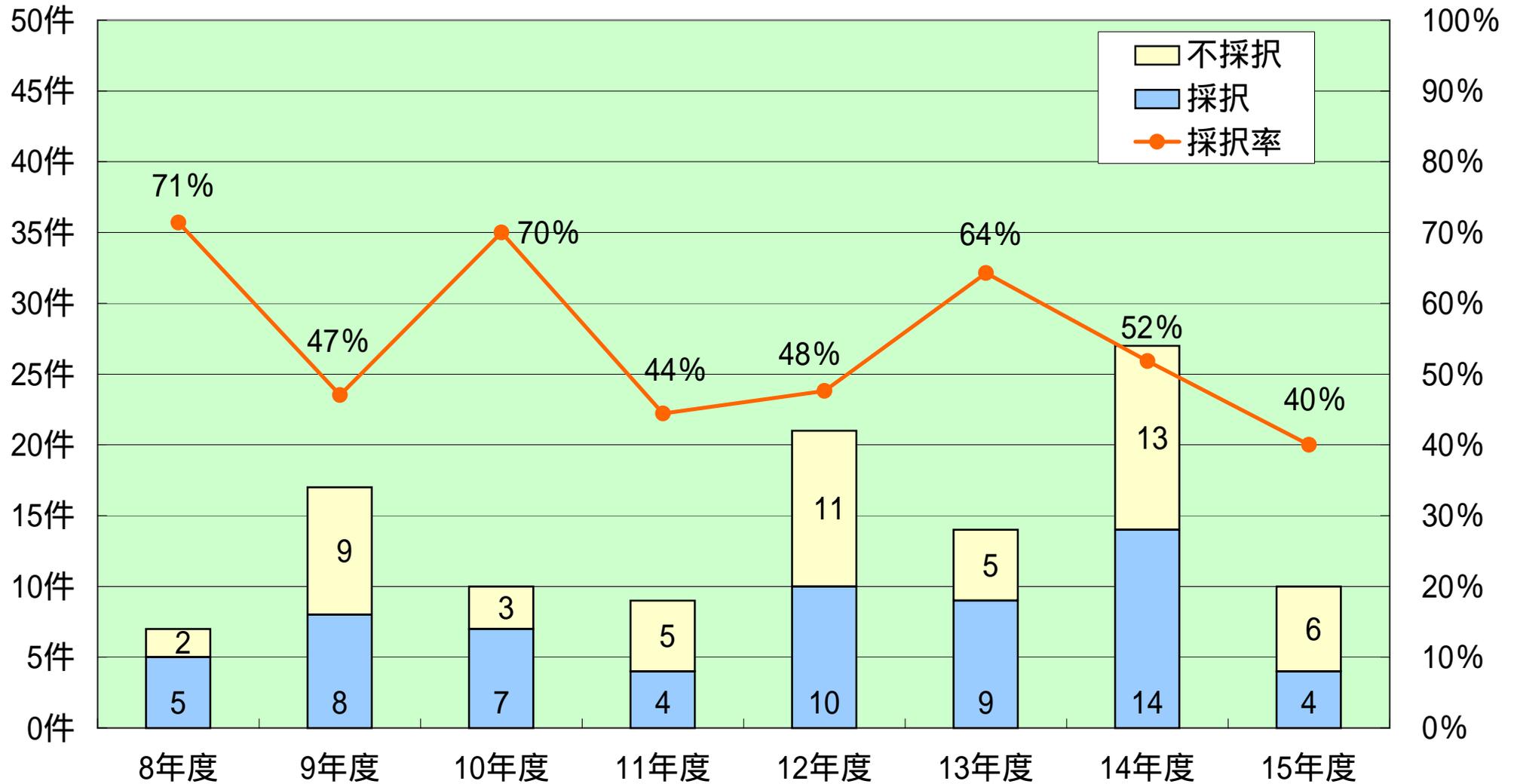
- ・ 自主公演 毎年2公演

(2) 国際芸術交流支援事業

国際芸術交流支援事業予算額推移



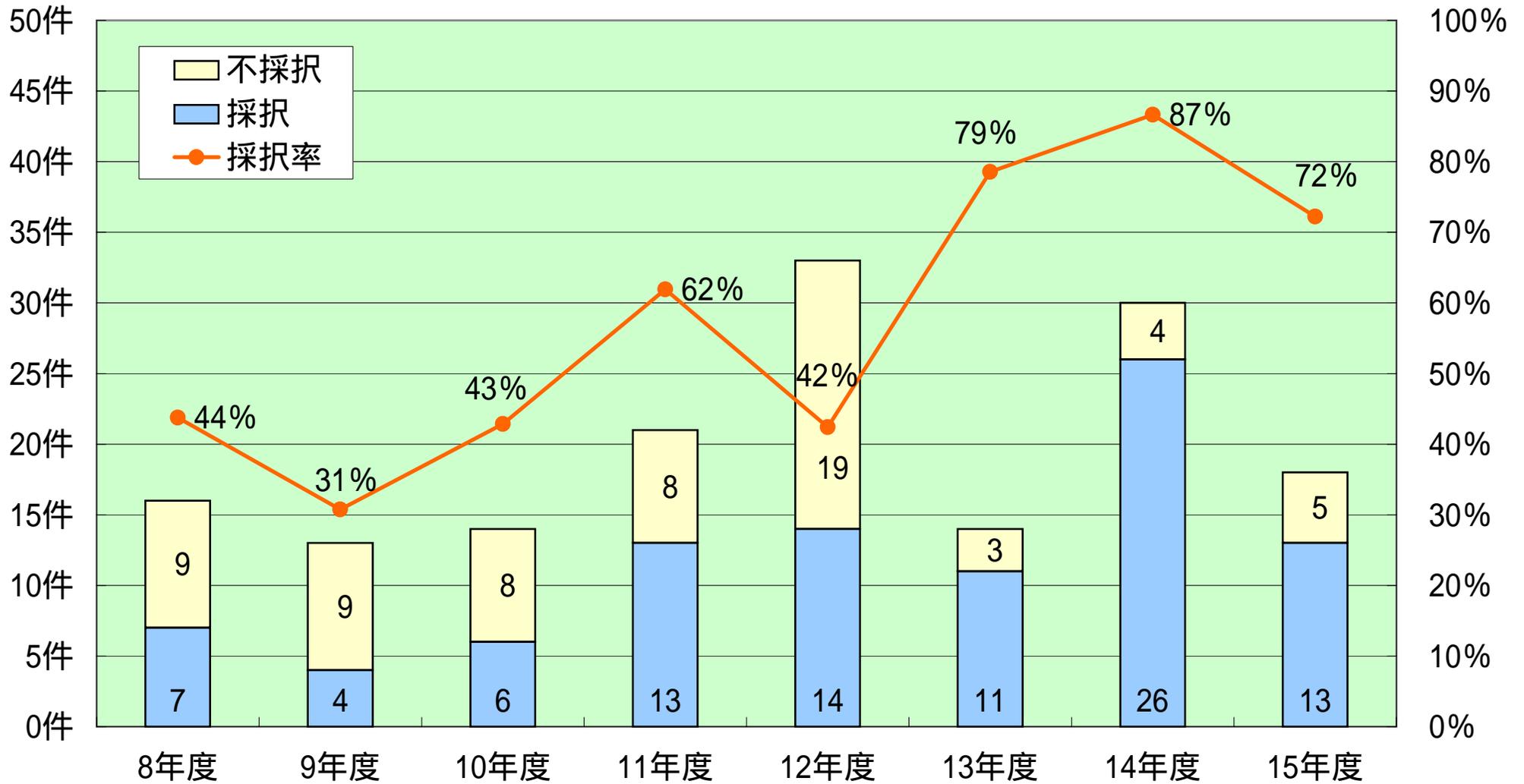
国際芸術交流支援事業・海外公演(音楽)採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 海外フェスティバル参加等海外公演における公演の計画について対象とする。
- ・ 原則として、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

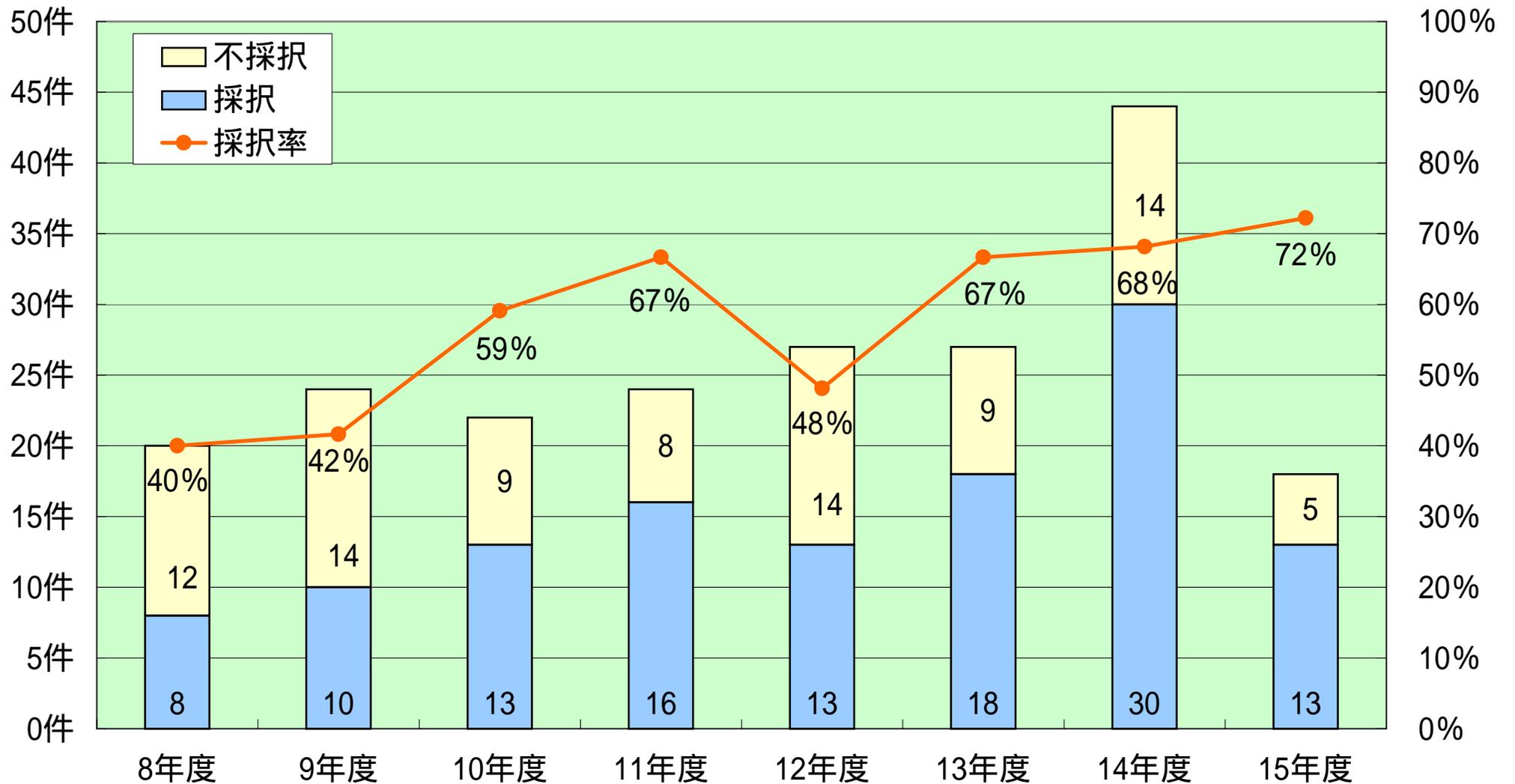
国際芸術交流支援事業・海外公演(舞踊)採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 海外フェスティバル参加等海外公演における公演の計画について対象とする。
- ・ 原則として、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

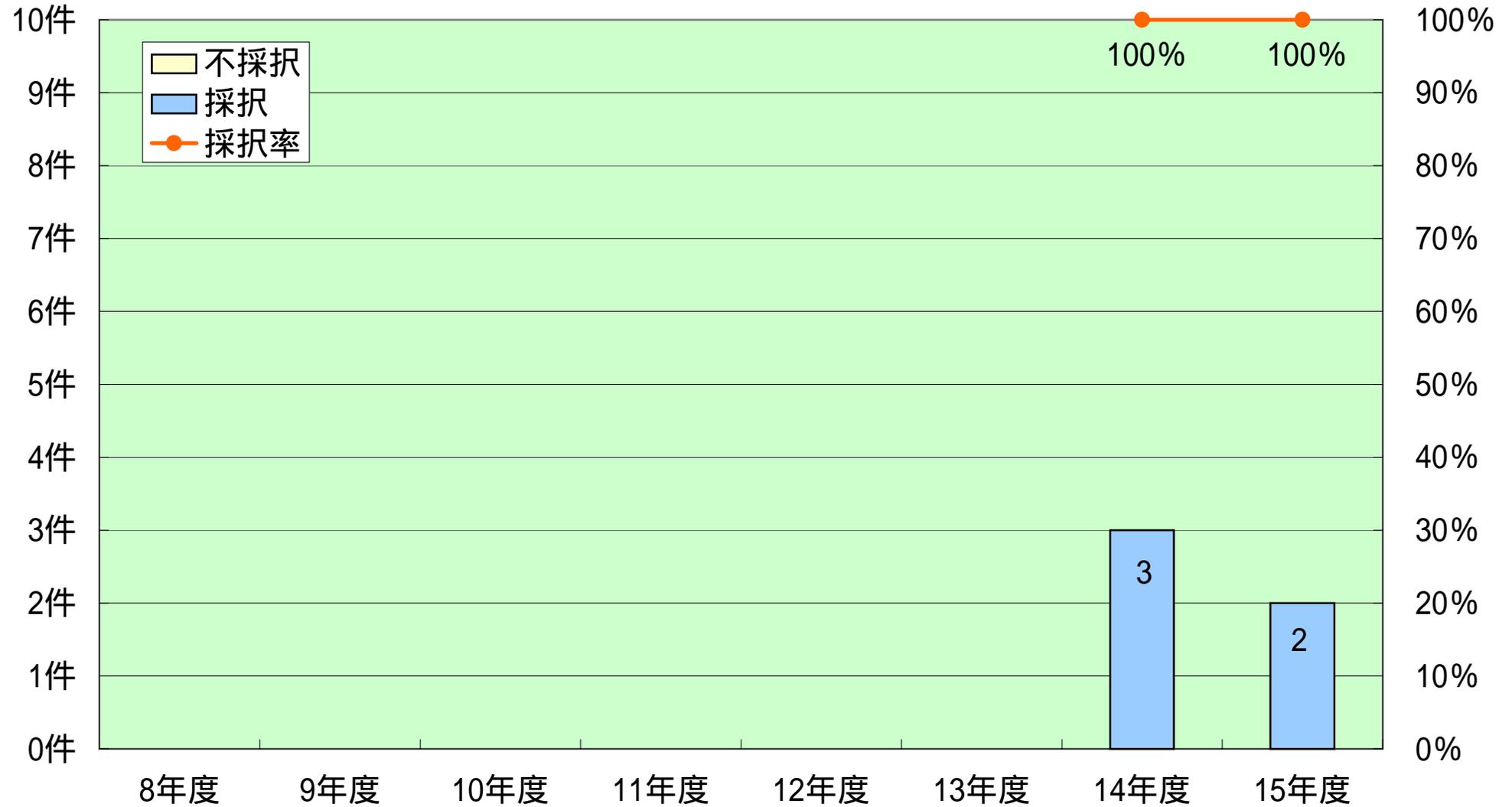
国際芸術交流支援事業・海外公演(演劇)採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 海外フェスティバル参加等海外公演における公演の計画について対象とする。
- ・ 原則として、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

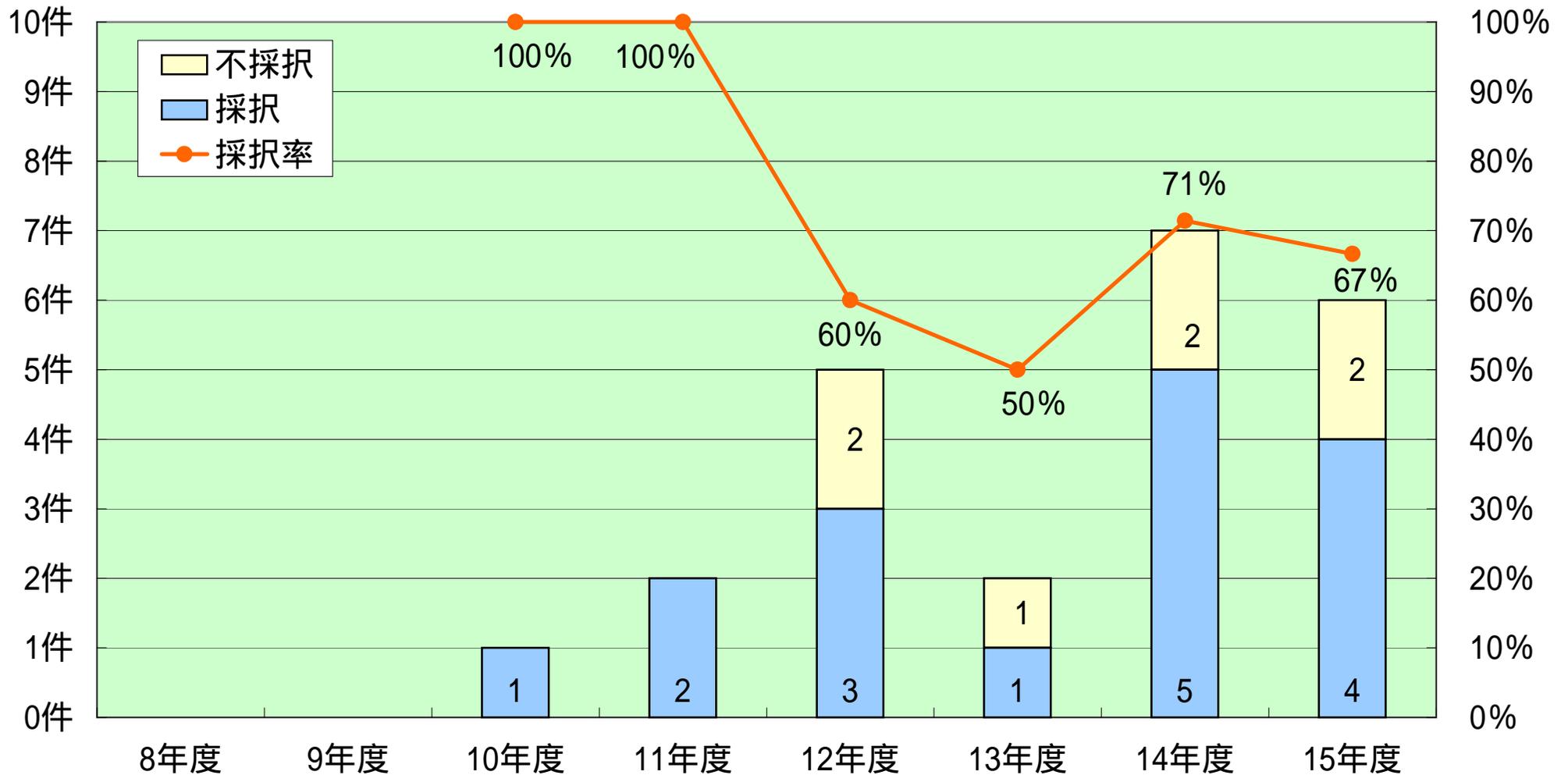
国際芸術交流支援事業・海外公演(大衆芸能)採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 海外フェスティバル参加等海外公演における公演の計画について対象とする。
- ・ 原則として、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

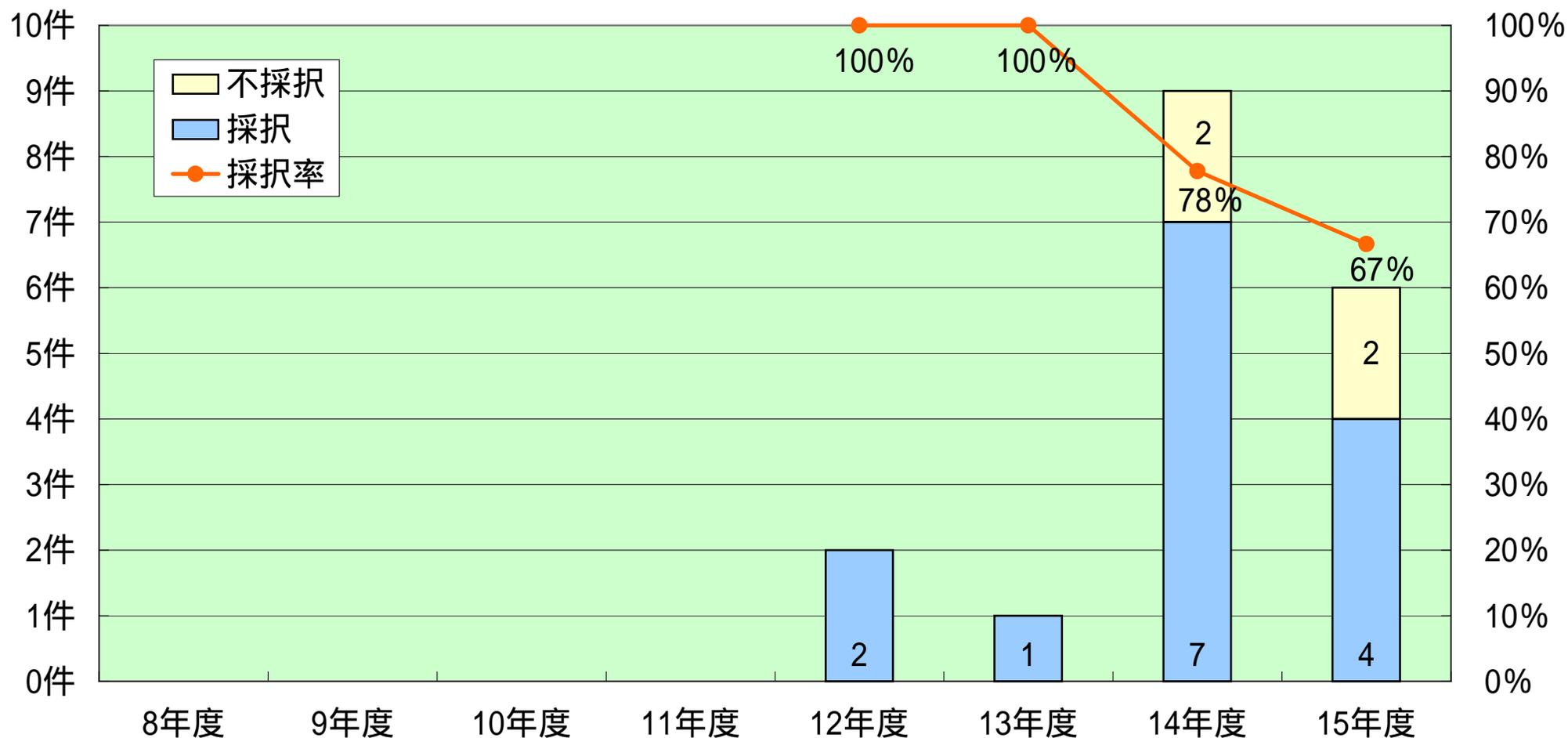
国際芸術交流支援事業・国際フェスティバル採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国で開催される舞台芸術の国際フェスティバルであること。
- ・ 国際フェスティバルの期間中に7日以上公演等が開かれていること。
- ・ 広く内外の芸術団体等が参加できる方が開かれていること。
- ・ 2か国以上の外国の芸術団体等が参加して行われること。
- ・ 原則として、日本国内において毎年定期的に行われるものは除く。(2年度以上の間隔があること)

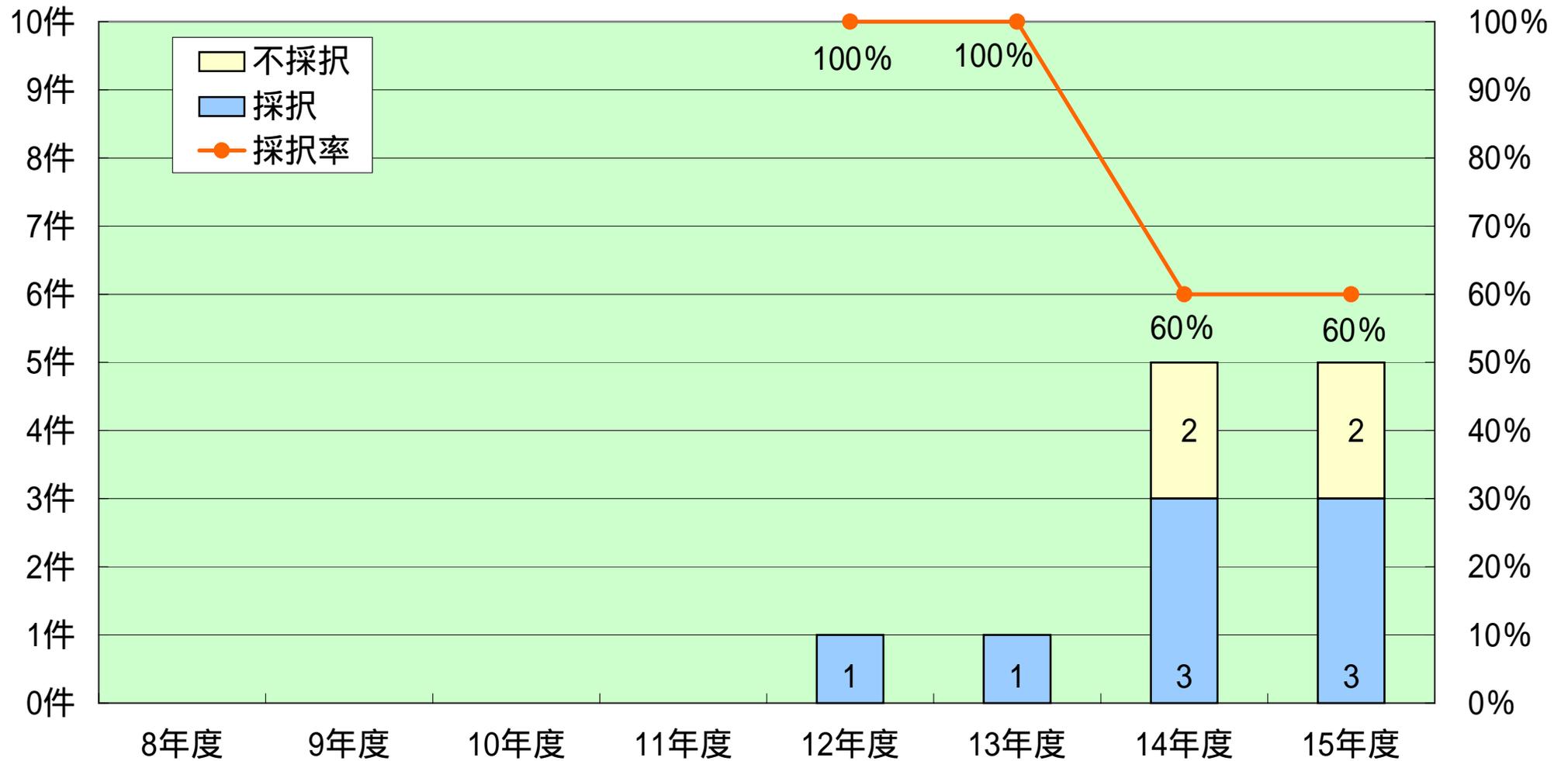
国際芸術交流支援事業・国際共同制作(音楽)採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国の芸術文化団体(実行委員会・劇場を含む)が実施する舞台芸術公演であること。
- ・ 我が国で開催される舞台芸術で、企画段階から外国の芸術団体等(劇場を含む)と共同で制作された公演であること。
- ・ 国際共同制作公演は、原則として1公演3回以上実施されること。

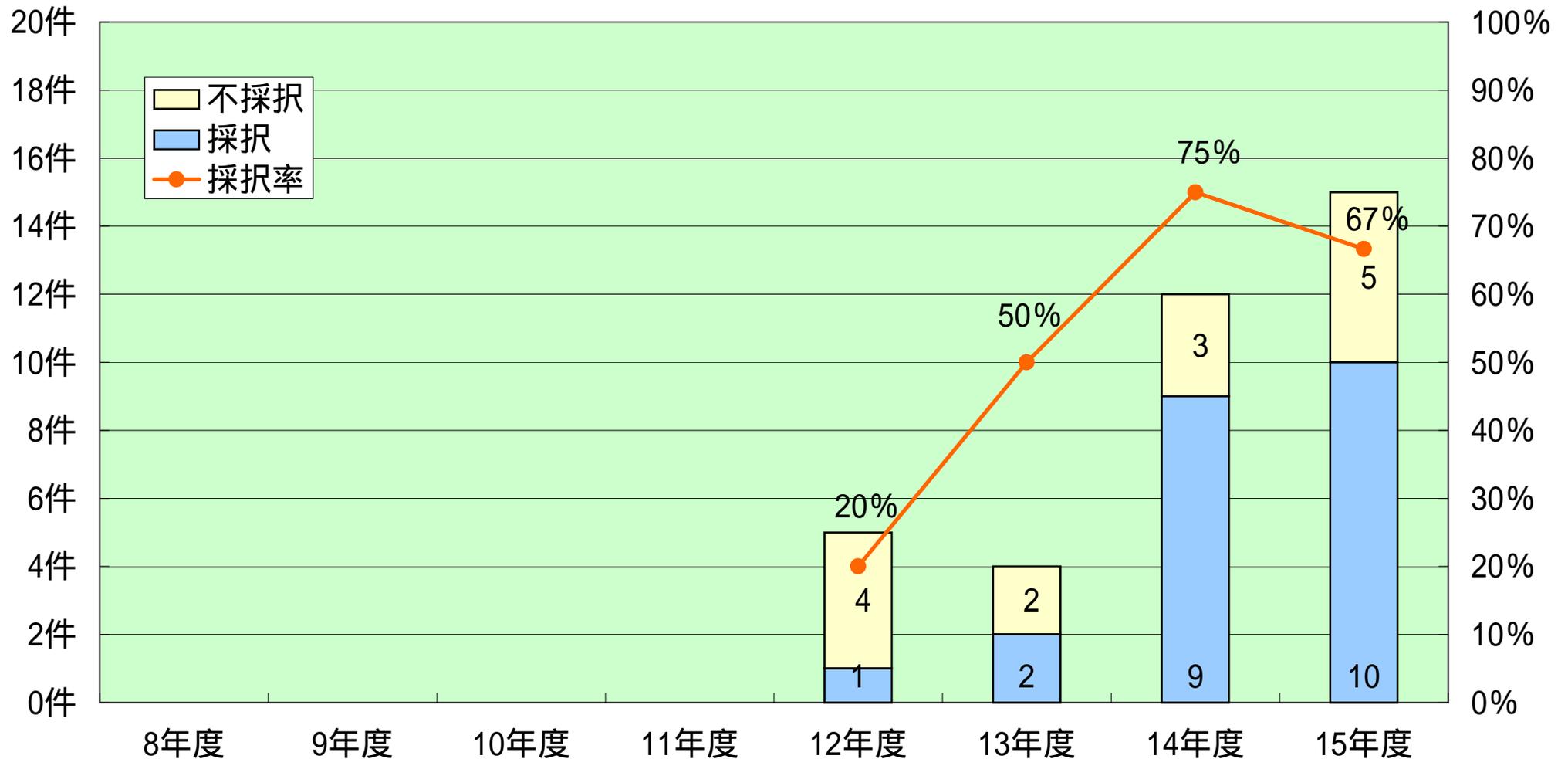
国際芸術交流支援事業・国際共同制作(舞踊)採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国の芸術文化団体(実行委員会・劇場を含む)が実施する舞台芸術公演であること。
- ・ 我が国で開催される舞台芸術で、企画段階から外国の芸術団体等(劇場を含む)と共同で制作された公演であること。
- ・ 国際共同制作公演は、原則として1公演3回以上実施されること。

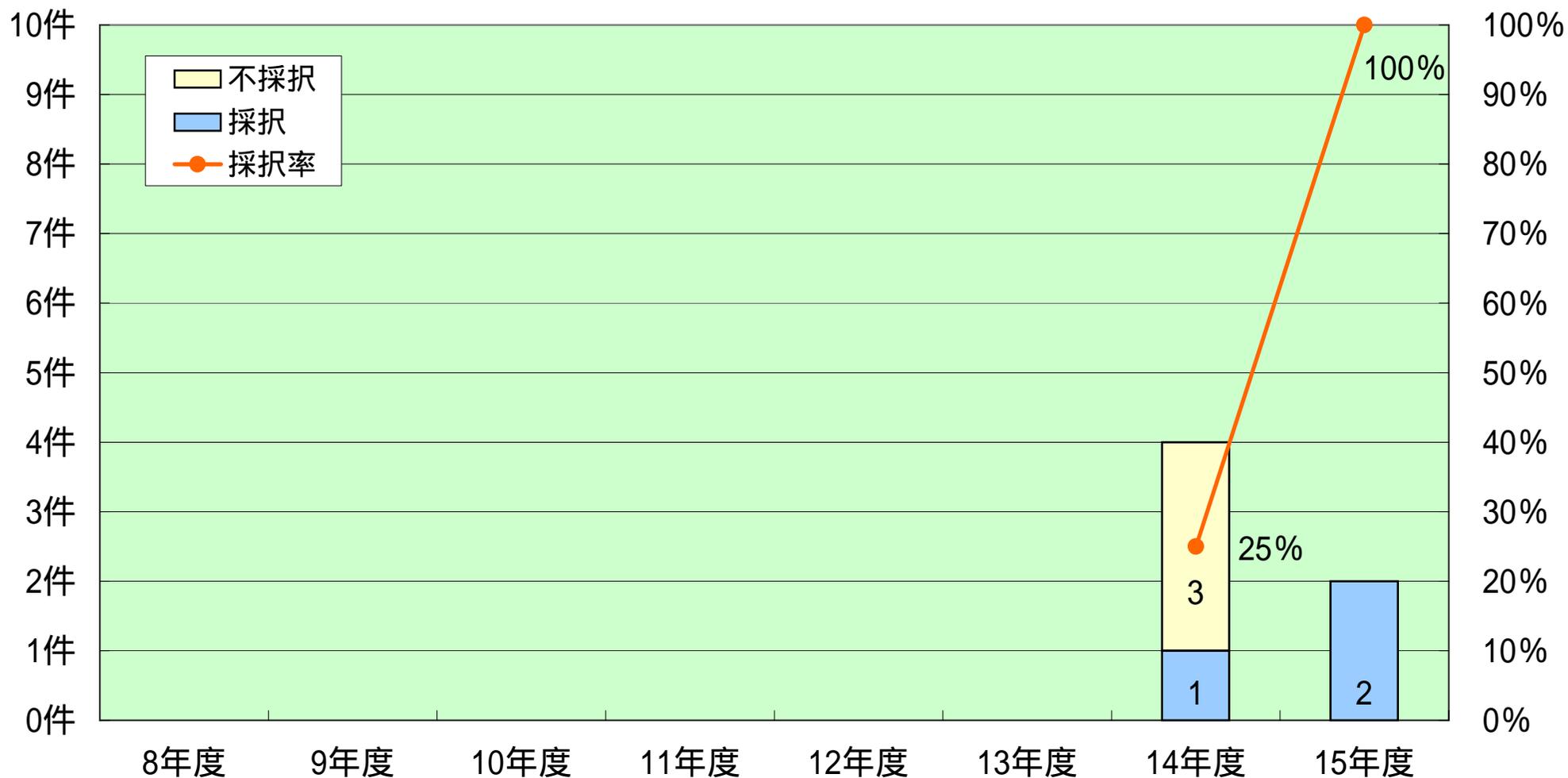
国際芸術交流支援事業・国際共同制作(演劇)採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国の芸術文化団体(実行委員会・劇場を含む)が実施する舞台芸術公演であること。
- ・ 我が国で開催される舞台芸術で、企画段階から外国の芸術団体等(劇場を含む)と共同で制作された公演であること。
- ・ 国際共同制作公演は、原則として1公演3回以上実施されること。

国際芸術交流支援事業・二国間交流(招へい)音楽分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国と外国との周年事業にかかる外国から芸術団体を招へいして行う公演であること。
- ・ 原則としては、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

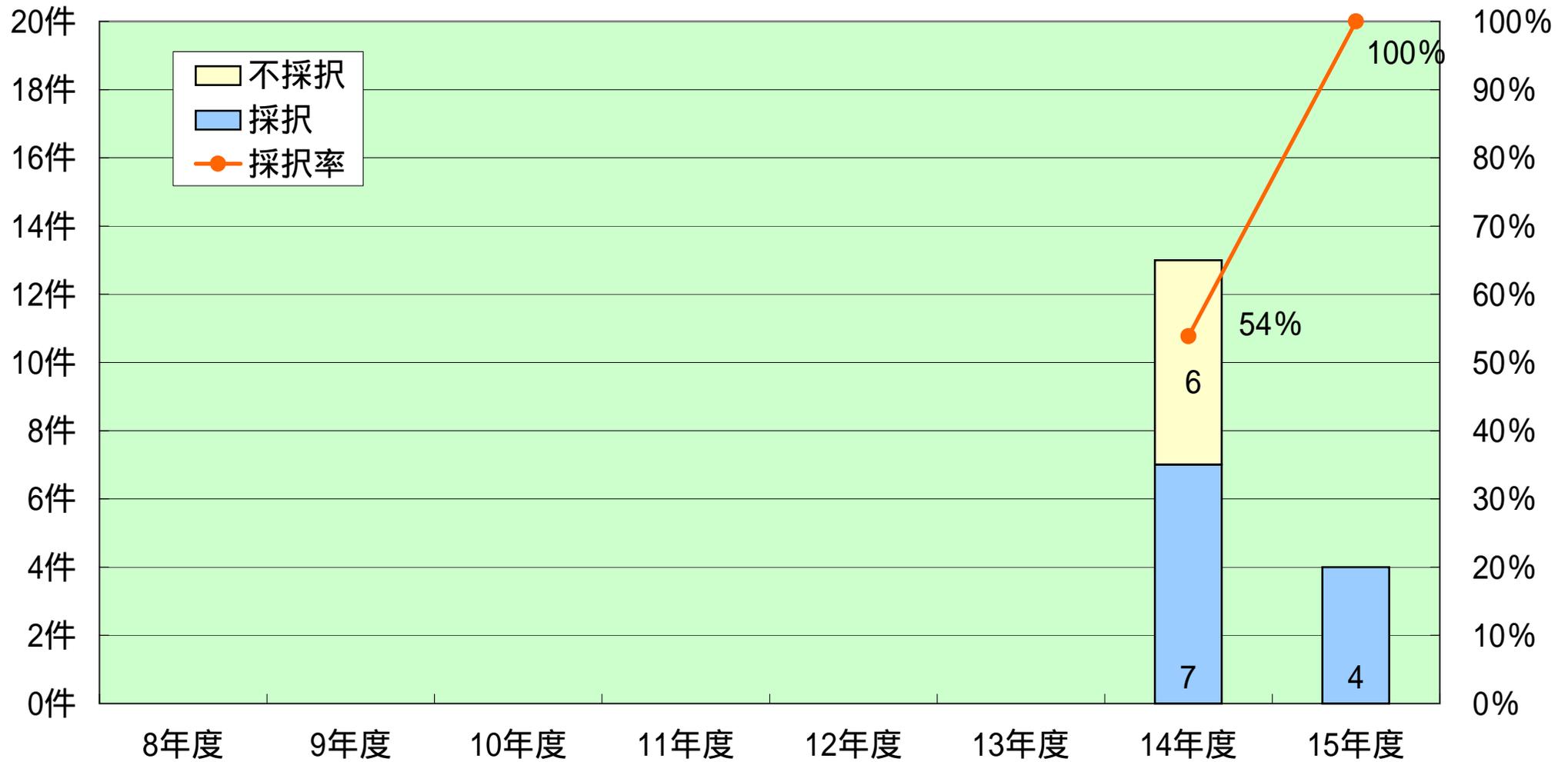
国際芸術交流支援事業・二国間交流(招へい)舞踊分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国と外国との周年事業にかかる外国から芸術団体を招へいして行う公演であること。
- ・ 原則としては、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

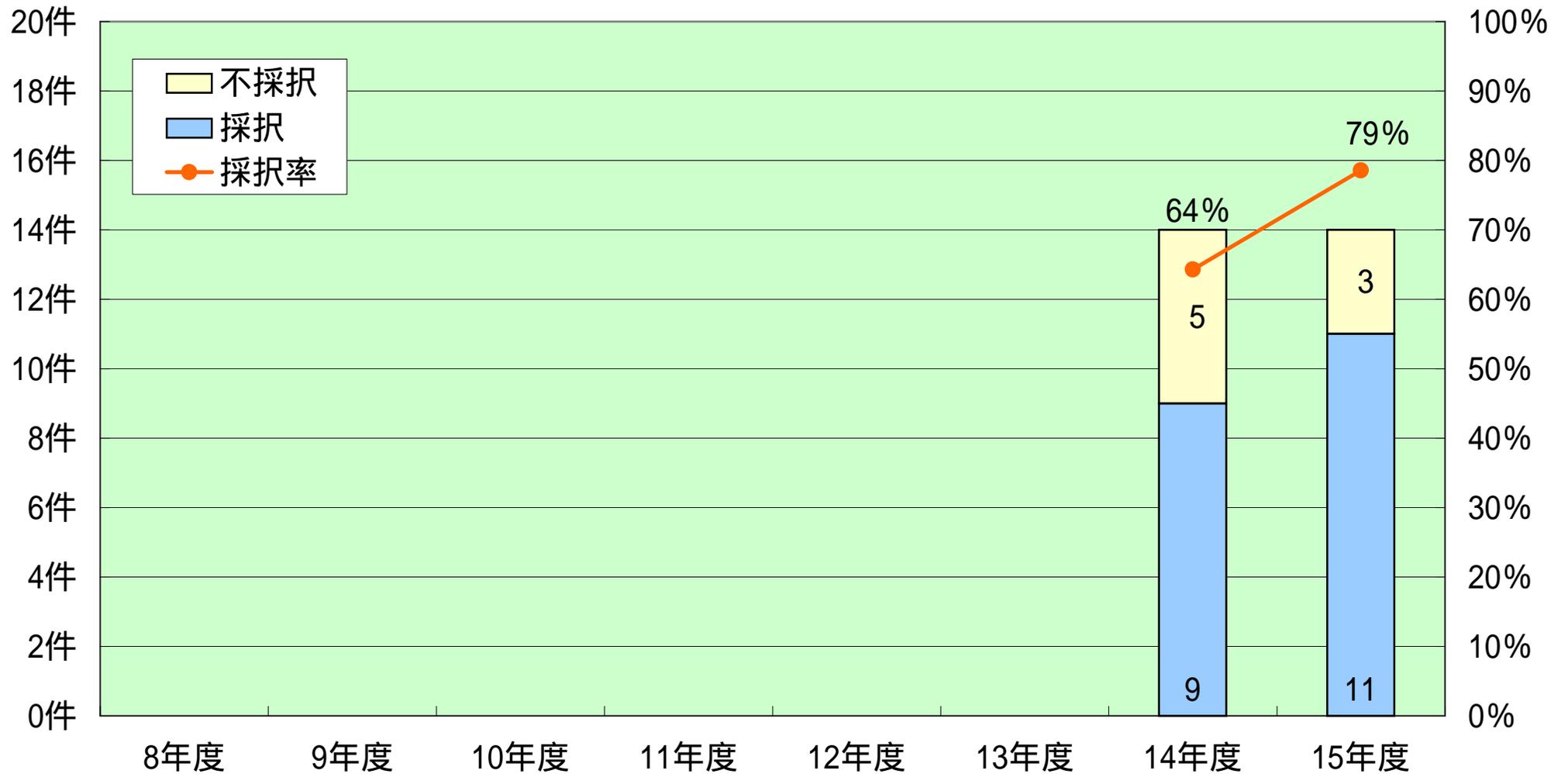
国際芸術交流支援事業二国間交流(招へい)演劇分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国と外国との周年事業にかかる外国から芸術団体を招へいして行う公演であること。
- ・ 原則としては、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

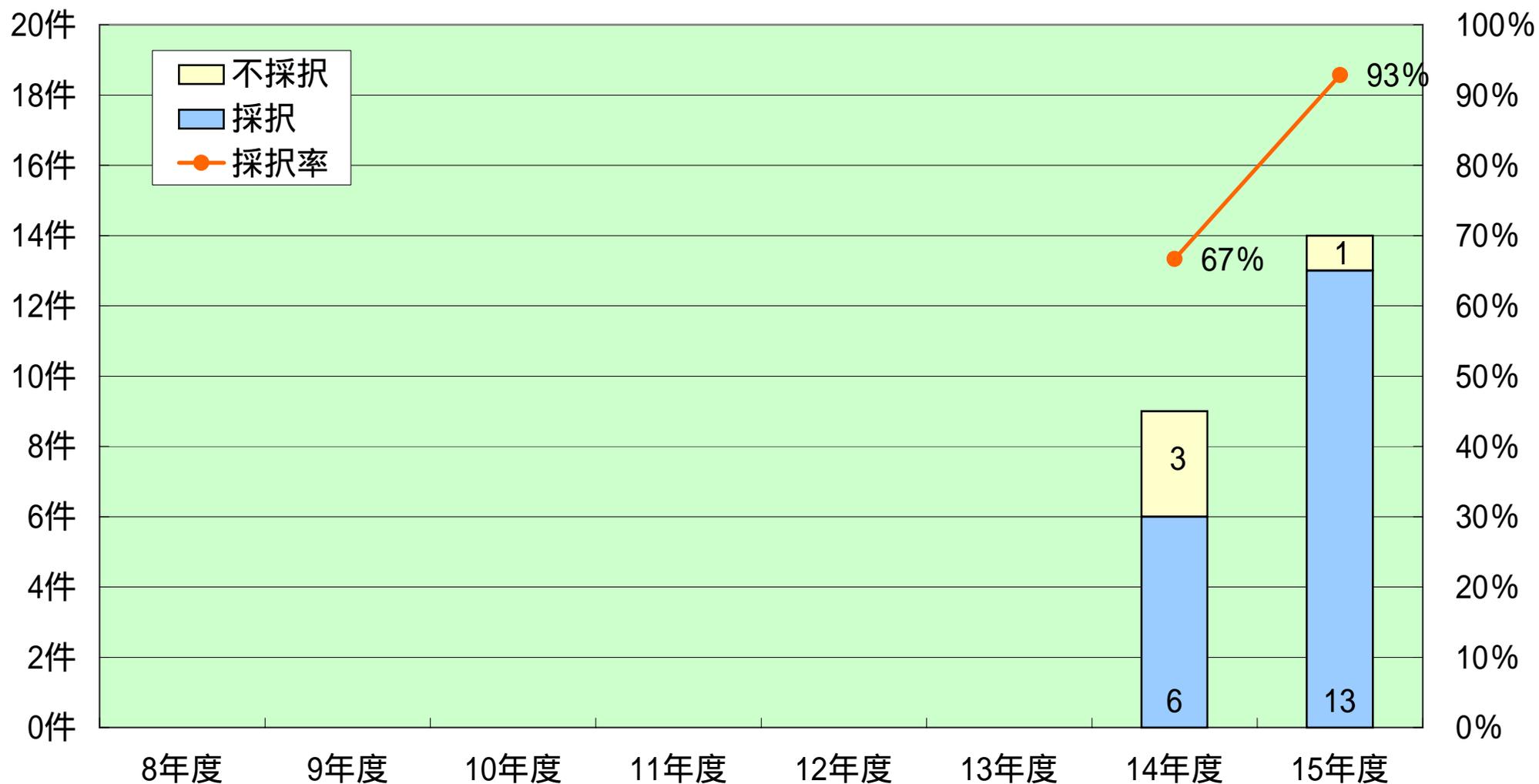
国際芸術交流支援事業二国間交流(海外公演)音楽分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国と外国との周年事業にかかる海外公演であること。
- ・ 原則としては、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

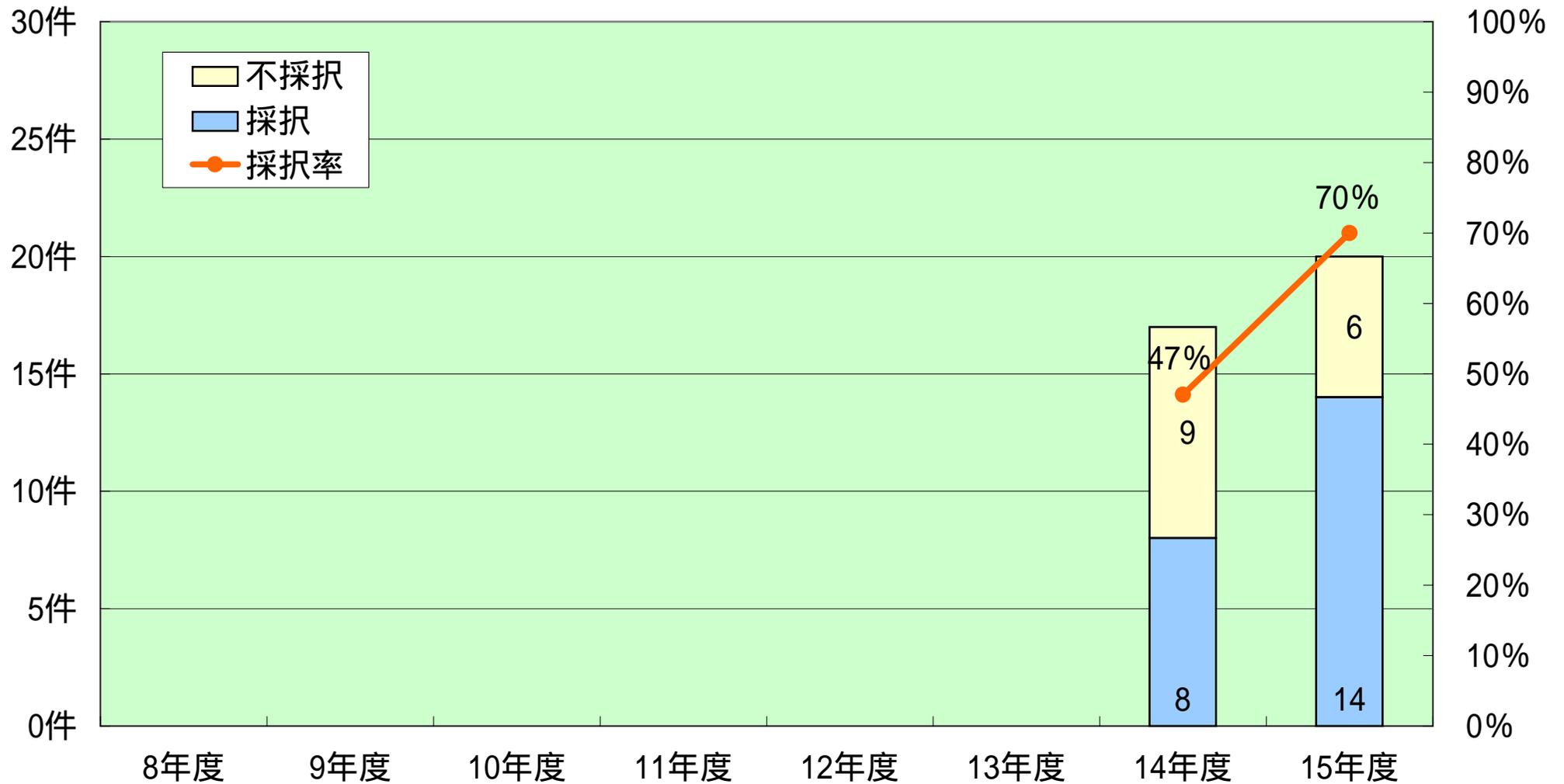
国際芸術交流支援事業二国間交流(海外公演)舞踊分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国と外国との周年事業にかかる海外公演であること。
- ・ 原則としては、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

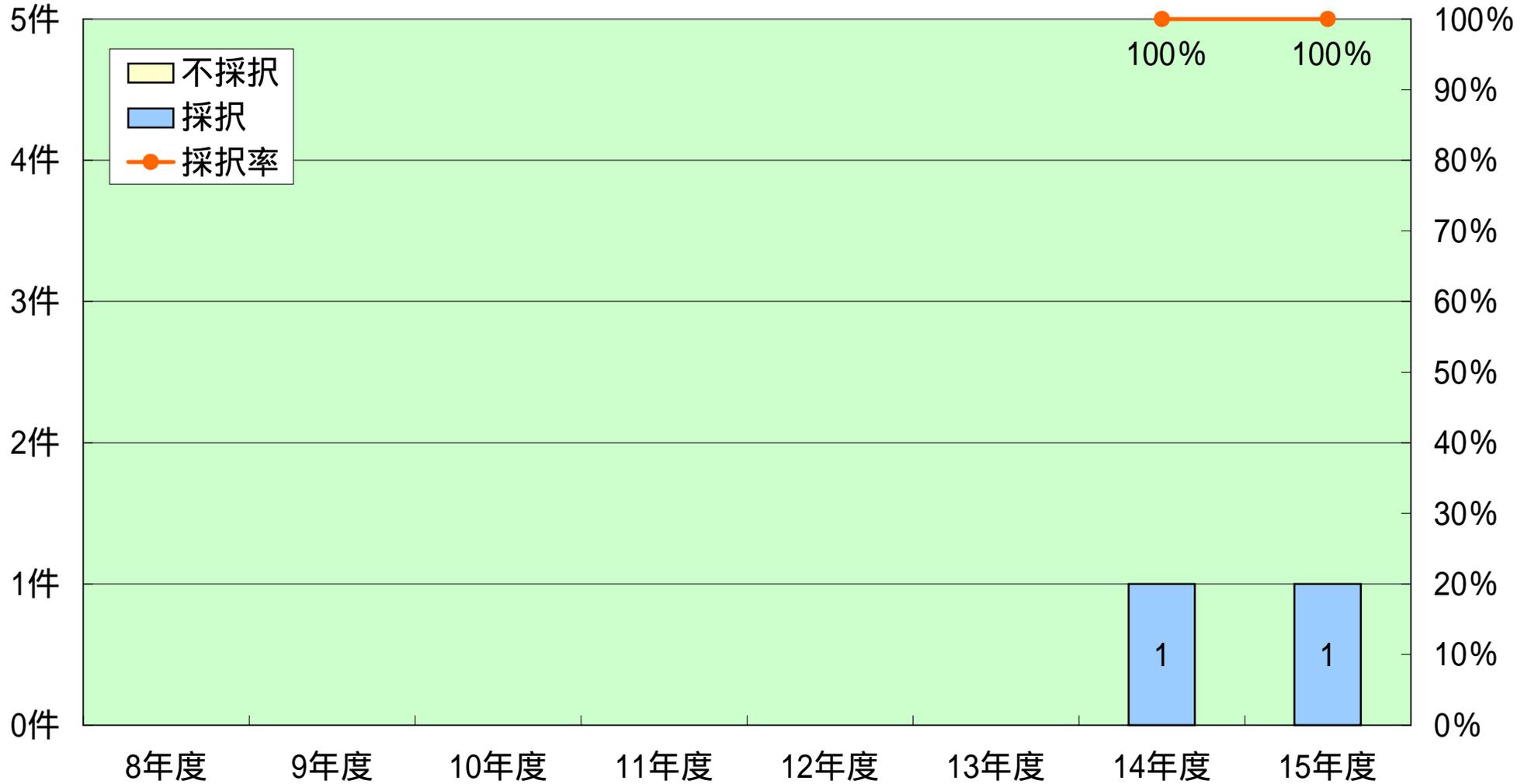
国際芸術交流支援事業二国間交流(海外公演)演劇分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国と外国との周年事業にかかる海外公演であること。
- ・ 原則としては、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

国際芸術交流支援事業二国間交流(海外公演)・大衆芸能分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等は専門性が高いこと。
- ・ 我が国と外国との周年事業にかかる海外公演であること。
- ・ 原則としては、1団体1事業とし、1事業は出発から帰国までとする。

(3) 芸術拠点形成事業

芸術拠点形成事業予算額推移



芸術拠点形成事業採択推移

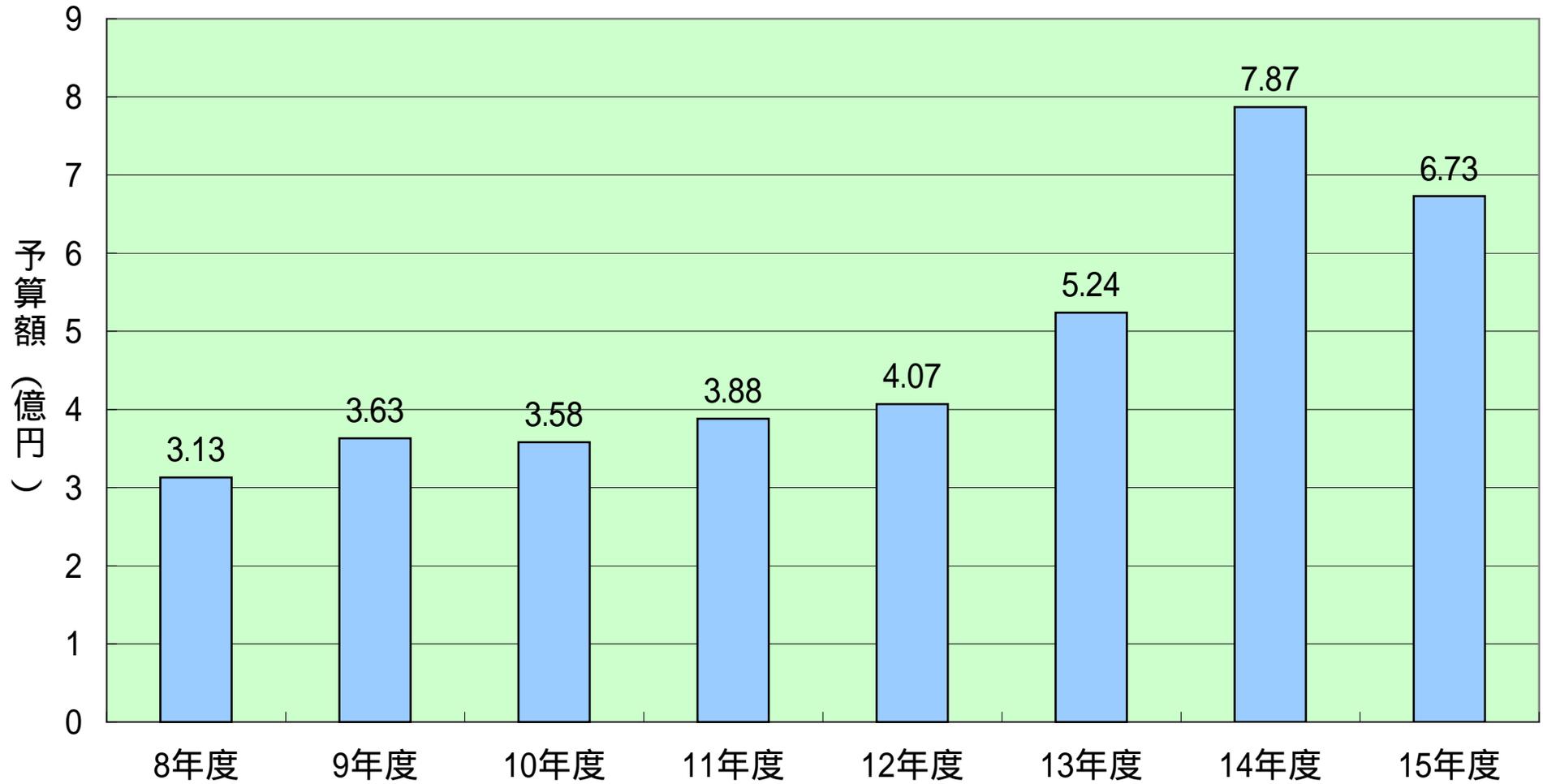


申請要件

劇場等の文化施設の設置者、もしくは管理者であり、以下の要件を満たしていること。

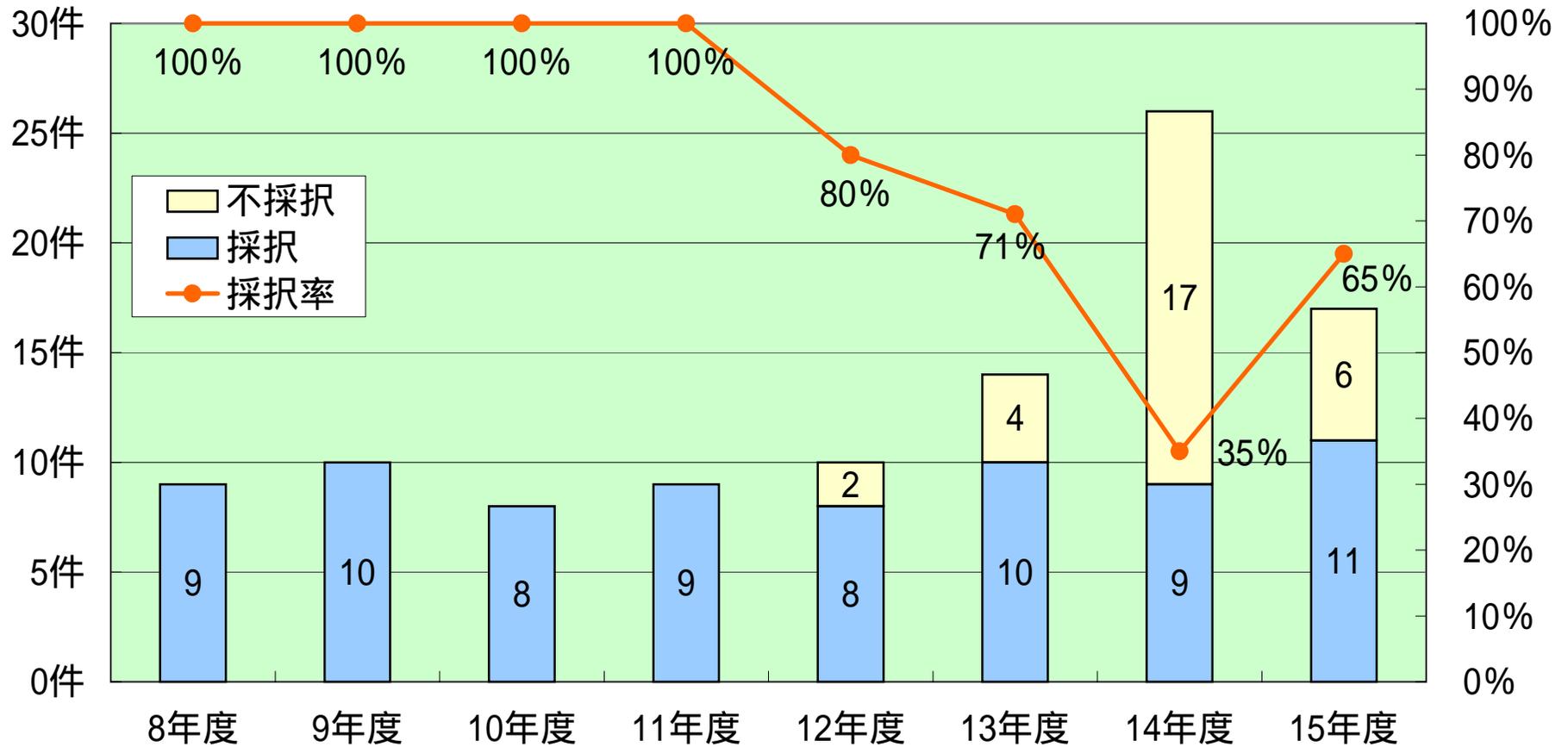
- ・ 地方公共団体、もしくは法人格を有する団体又は法人格を有しないが、一定の要件を満たすもの。
- ・ 芸術監督又はこれに準ずる専門スタッフを有すること。
- ・ 原則として過去3年間に於いて自主企画制作した公演及び教育普及のための活動を継続的に行っていること。
- ・ 今後3年間に於いて1年につき原則として自主企画制作公演5年、教育・普及のための活動3本以上の計画を有すること。

(4) 芸術団体人材育成支援事業
芸術団体人材育成支援事業予算額推移



平成14年度より「芸術創造基盤整備事業」を芸術団体人材育成支援事業に組替え。

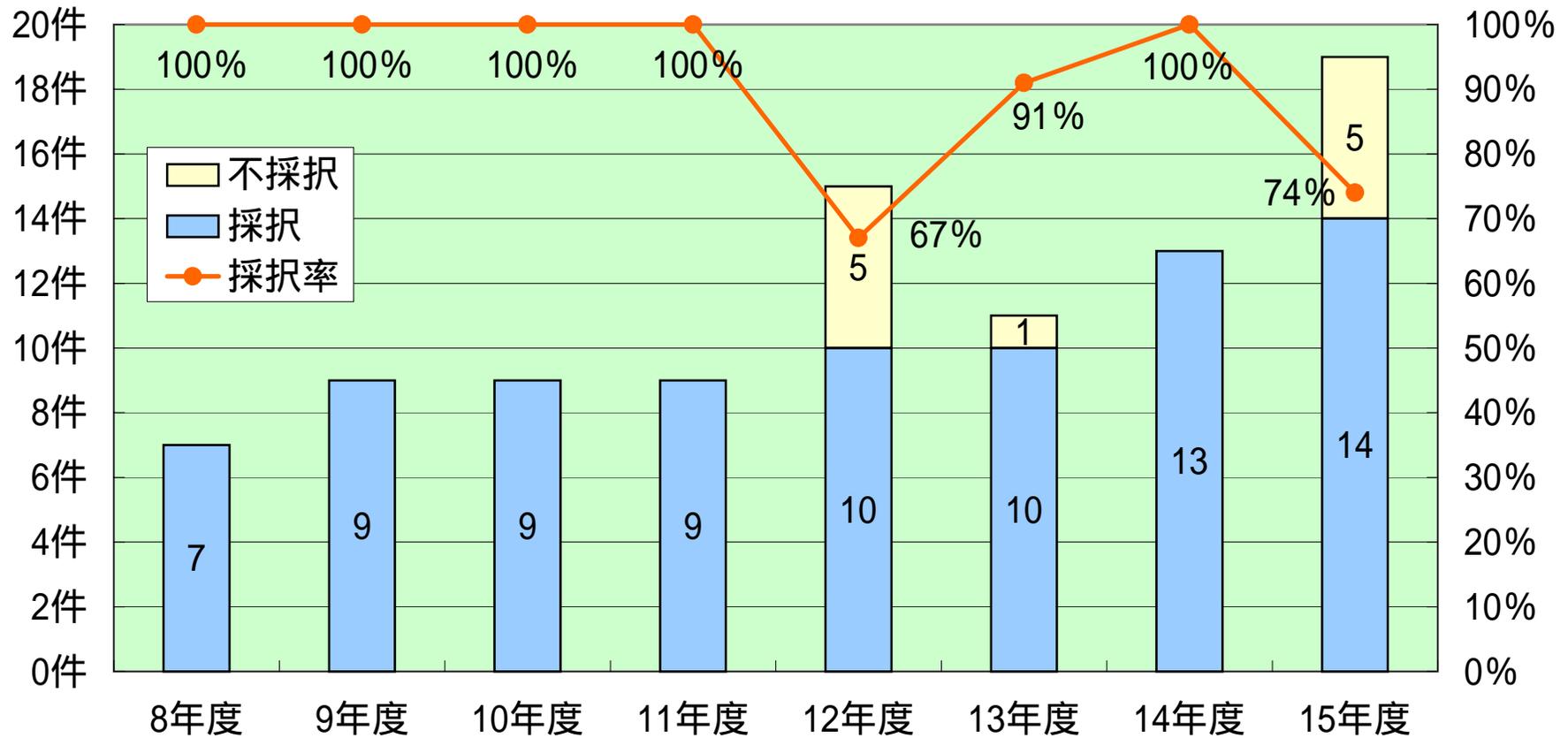
芸術団体人材育成支援事業(音楽)採択推移



申請要件

・ 芸術団体・芸術家を構成員とする協会、連盟等の団体が実施する人材養成、調査研究、情報交流を内容とする事業であること。

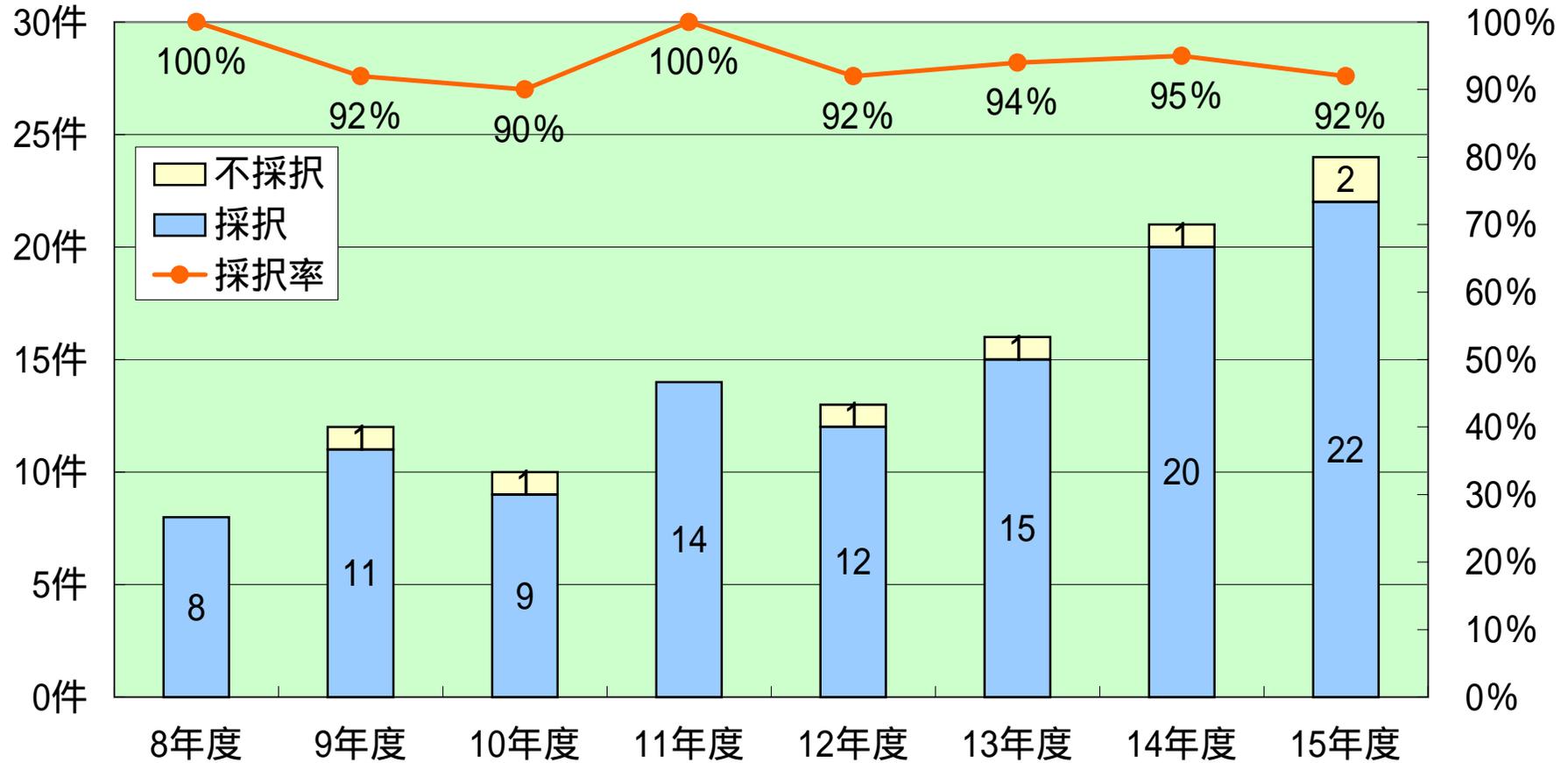
芸術団体人材育成支援事業(舞踊)採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体・芸術家を構成員とする協会、連盟等の団体が実施する人材養成、調査研究、情報交流を内容とする事業であること。

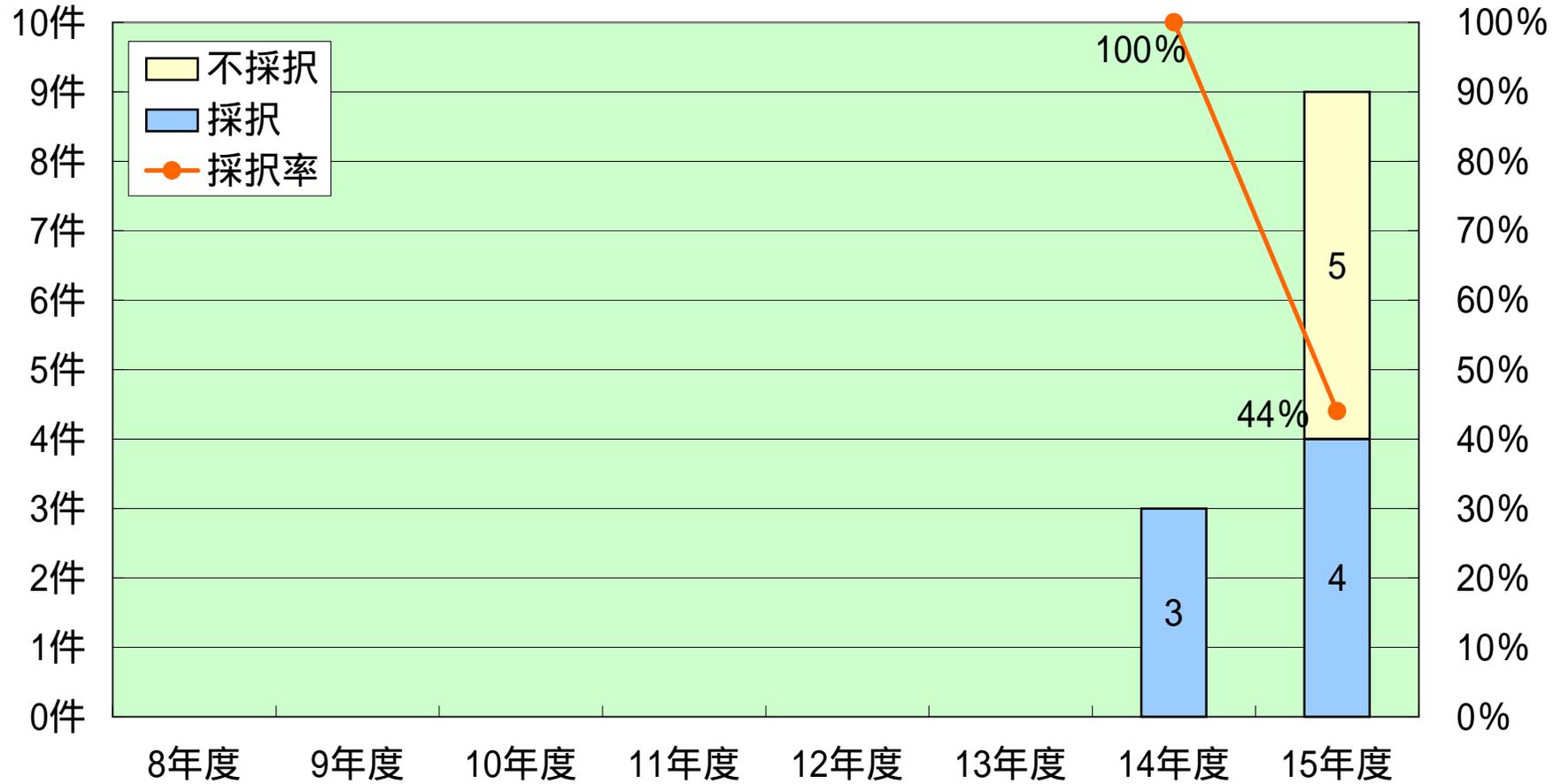
芸術団体人材育成支援事業(演劇)採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体・芸術家を構成員とする協会、連盟等の団体が実施する人材養成、調査研究、情報交流を内容とする事業であること。

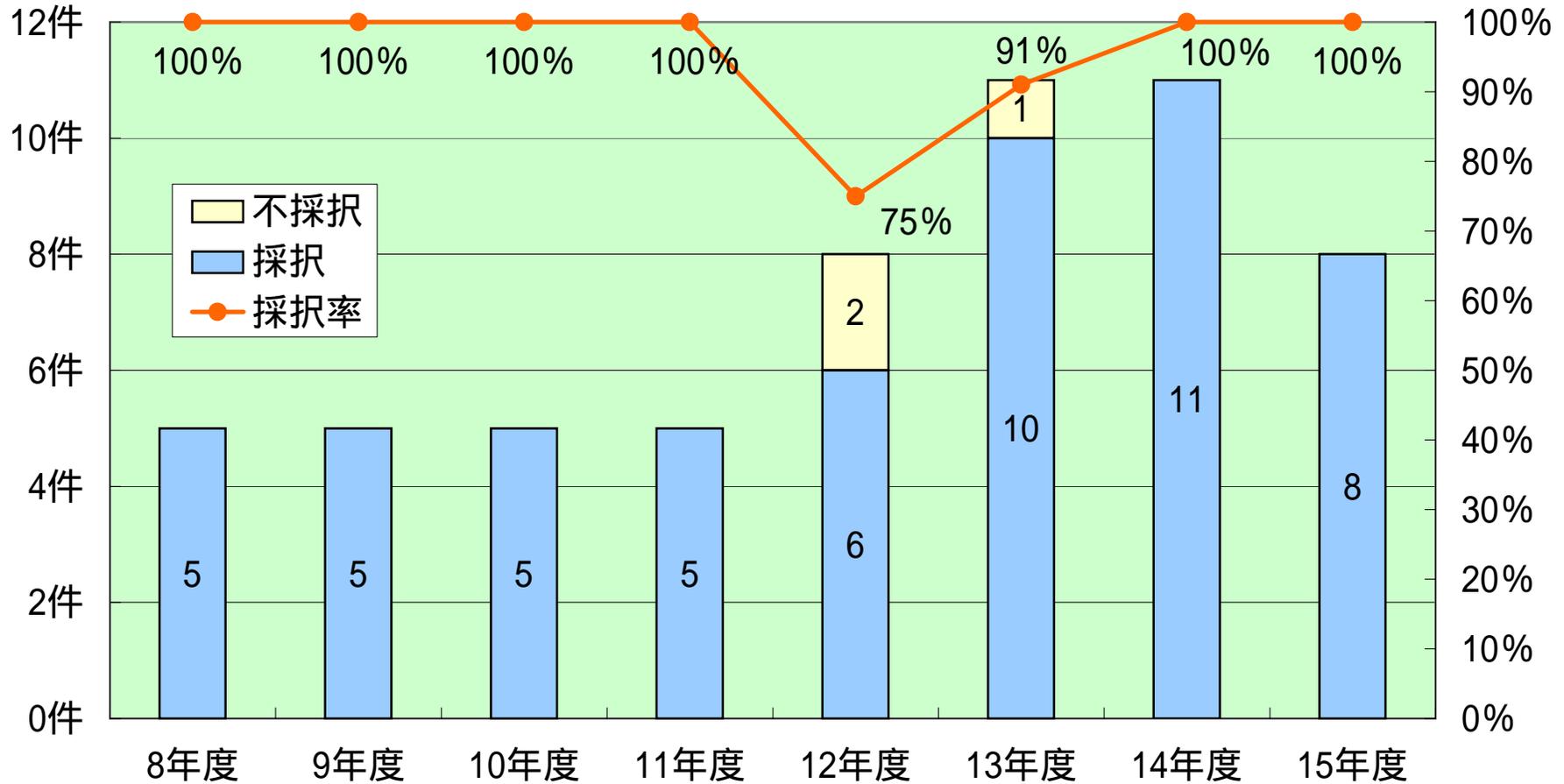
芸術団体人材育成支援事業(大衆芸能)採択推移



申請要件

- ・ 芸術団体・芸術家を構成員とする協会、連盟等の団体が実施する人材養成、調査研究、情報交流を内容とする事業であること。

芸術団体人材育成支援事業(その他)採択推移

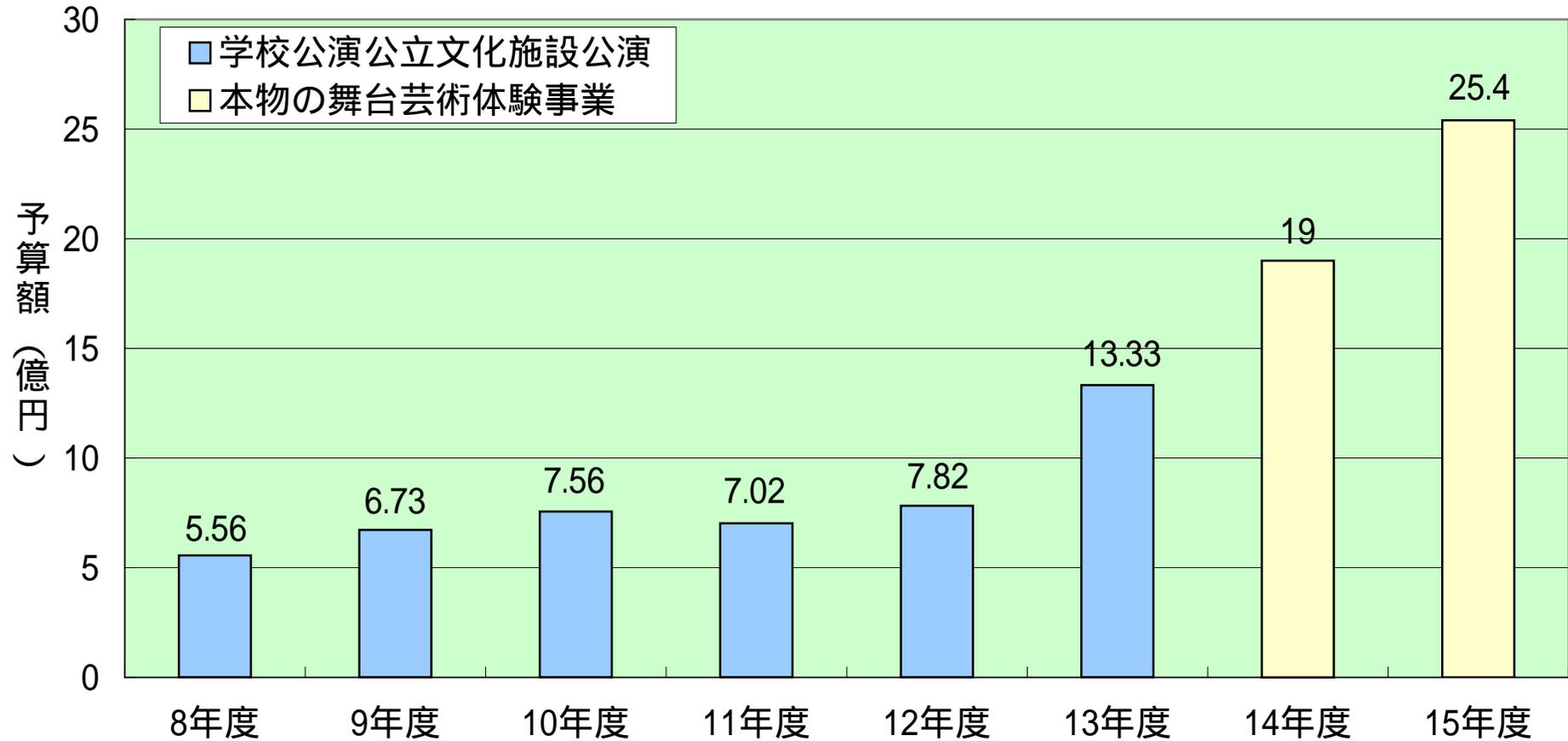


申請要件

- ・ 芸術団体・芸術家を構成員とする協会、連盟等の団体が実施する人材養成、調査研究、情報交流を内容とする事業であること。

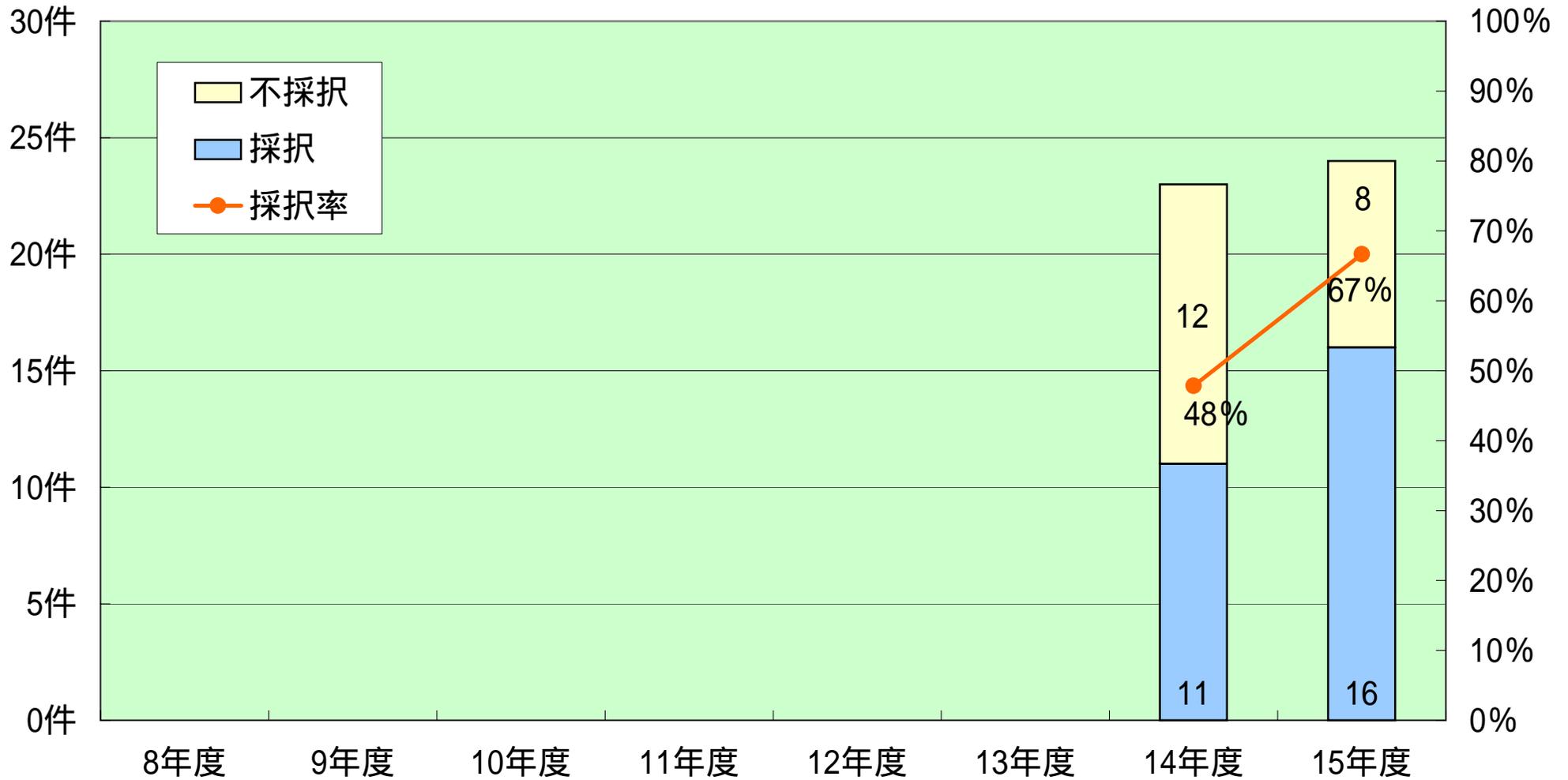
(5) 本物の舞台芸術体験事業

本物の舞台芸術体験事業予算額推移



平成14年度より「学校公演・公立文化施設公演」を本物の舞台芸術体験事業に組替え。

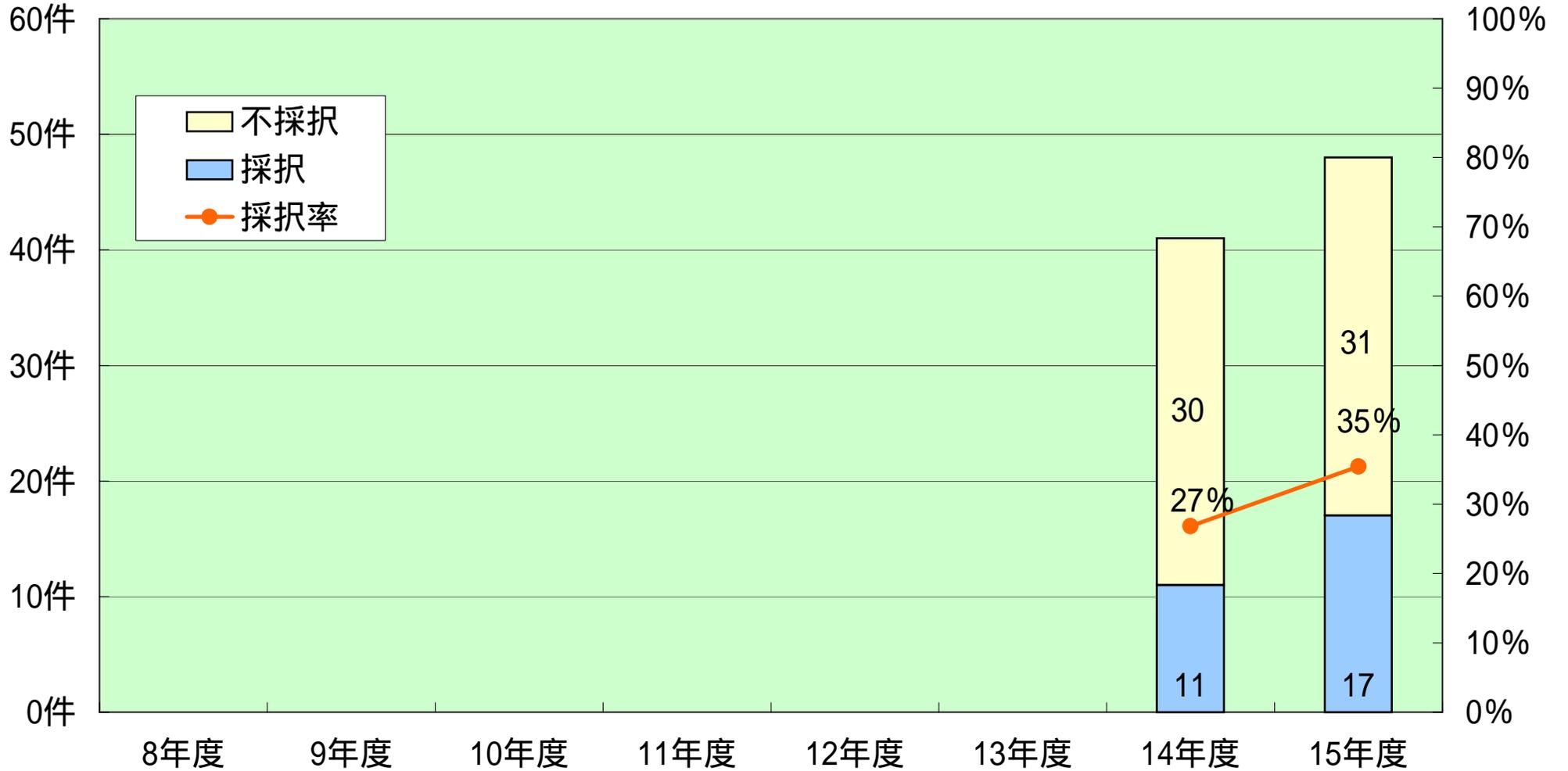
「本物の舞台芸術体験事業」(学校公演)・音楽分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術性に富み、かつ評価の定まった、対象年代の鑑賞に適した演目の実施に関し、相当の実績を有する芸術団体であること。

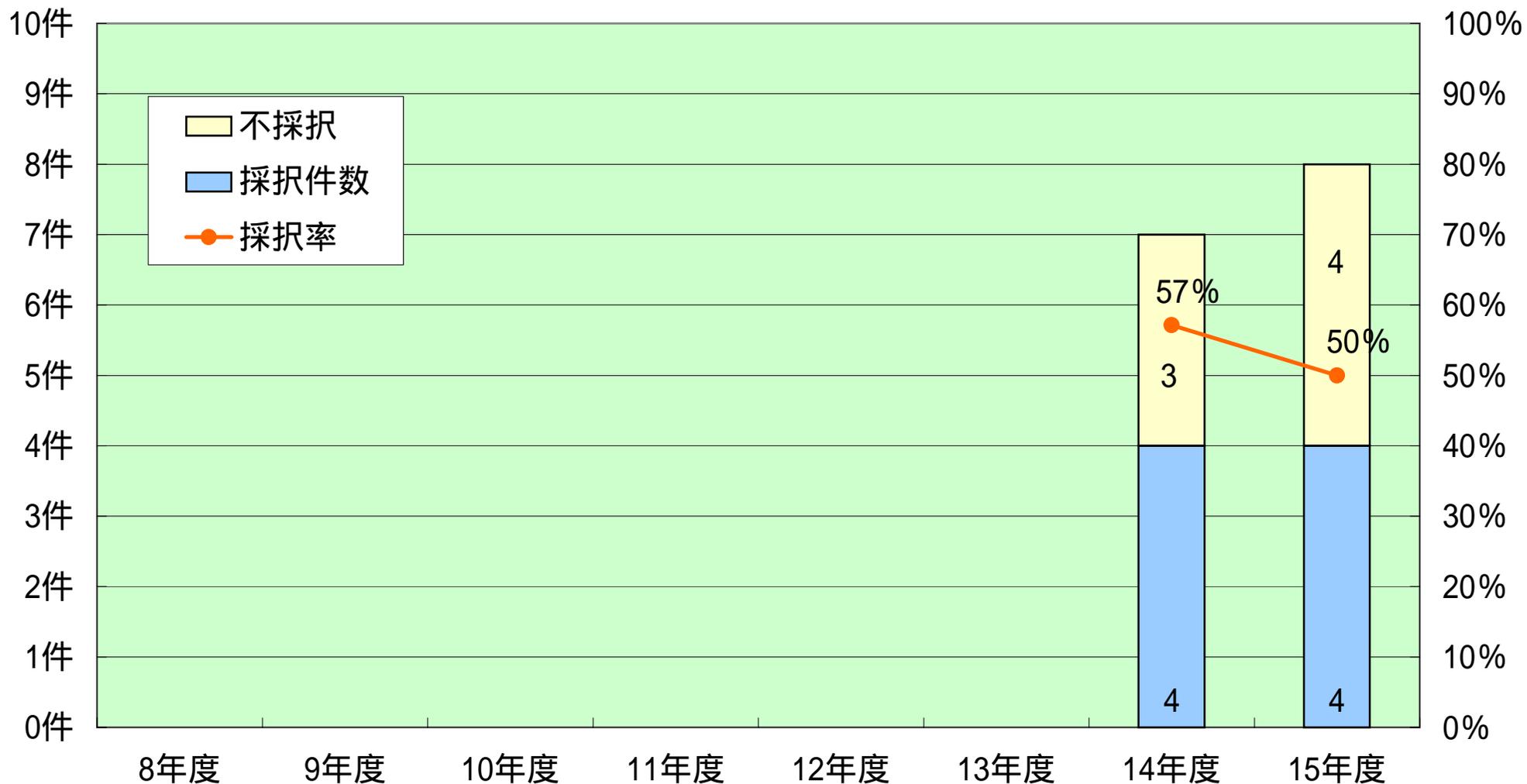
「本物の舞台芸術体験事業」(学校公演)・演劇分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術性に富み、かつ評価の定まった、対象年代の鑑賞に適した演目の実施に関し、相当の実績を有する芸術団体であること。

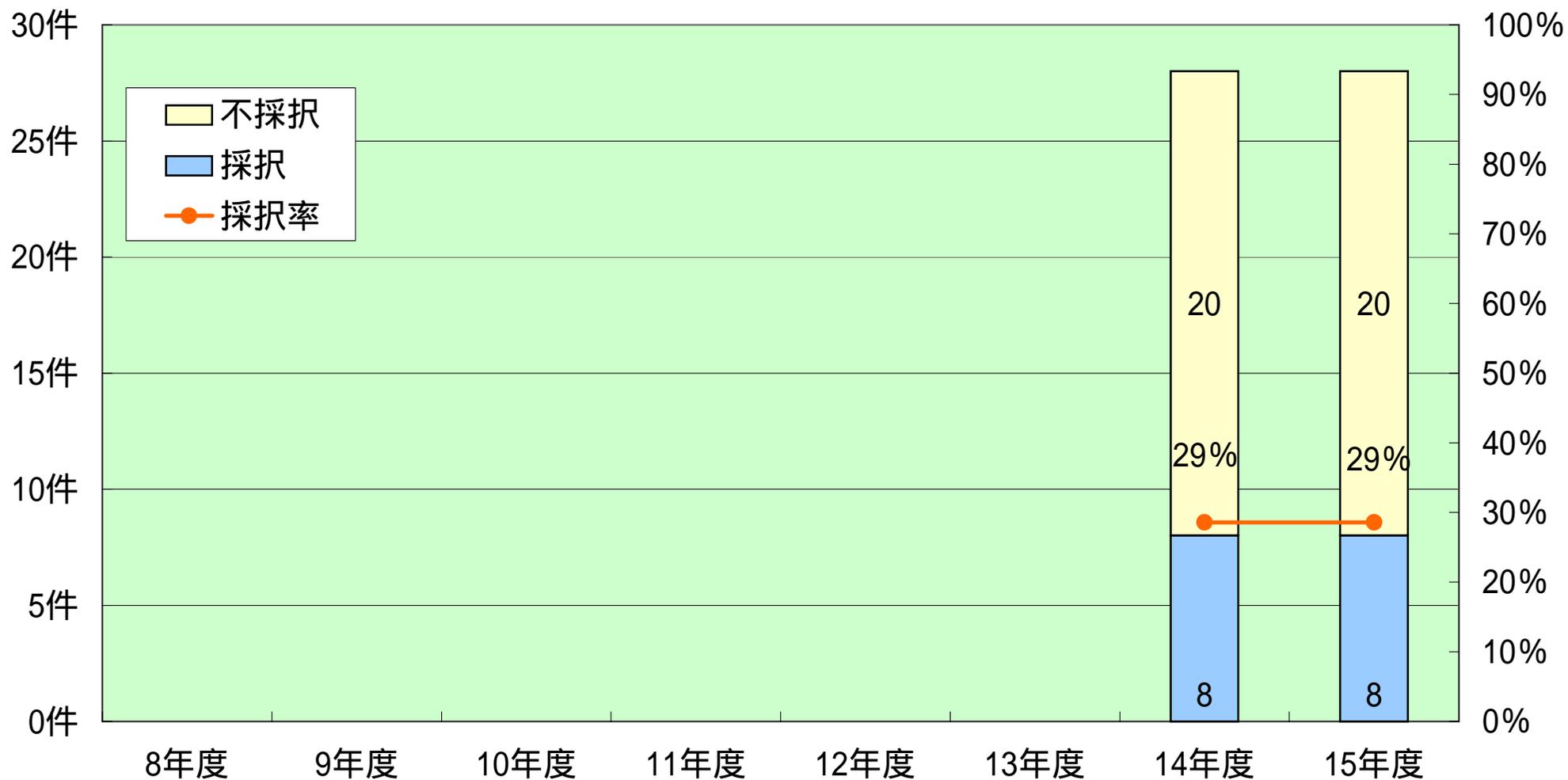
「本物の舞台芸術体験事業」(学校公演)・舞踊分野採択推移



申請要件

・ 芸術性に富み、かつ評価の定まった、対象年代の鑑賞に適した演目の実施に関し、相当の実績を有する芸術団体であること。

「本物の舞台芸術体験事業」(公立文化施設公演)・音楽分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術性に富み、かつ評価の定まった、対象年代の鑑賞に適した演目の実施に関し、相当の実績を有する芸術団体であること。

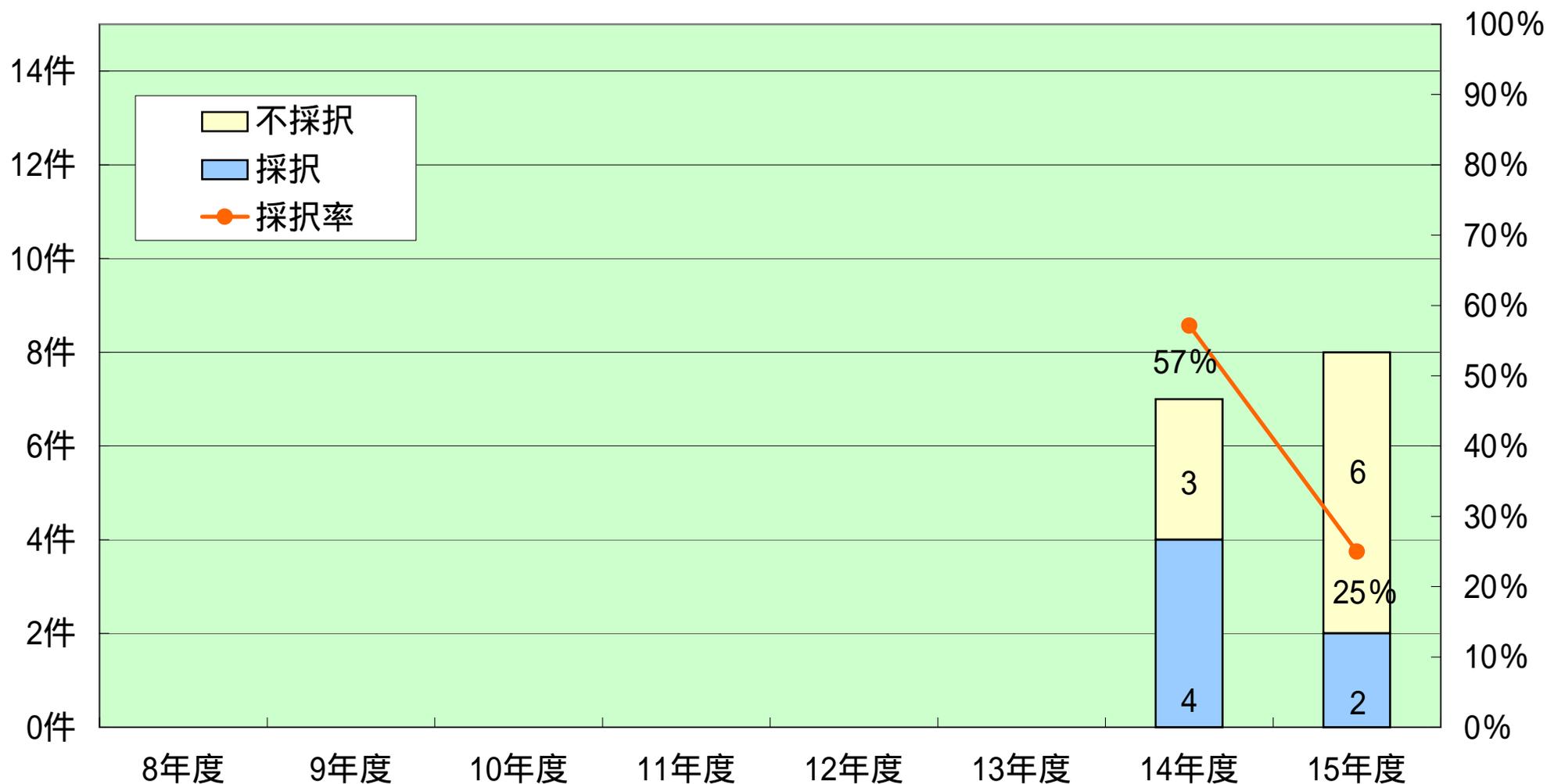
「本物の舞台芸術体験事業」(公立文化施設公演)・演劇分野採択推移



申請要件

- ・ 芸術性に富み、かつ評価の定まった、対象年代の鑑賞に適した演目の実施に関し、相当の実績を有する芸術団体であること。

「本物の舞台芸術体験事業」(公立文化施設公演)・舞踊分野採択推移

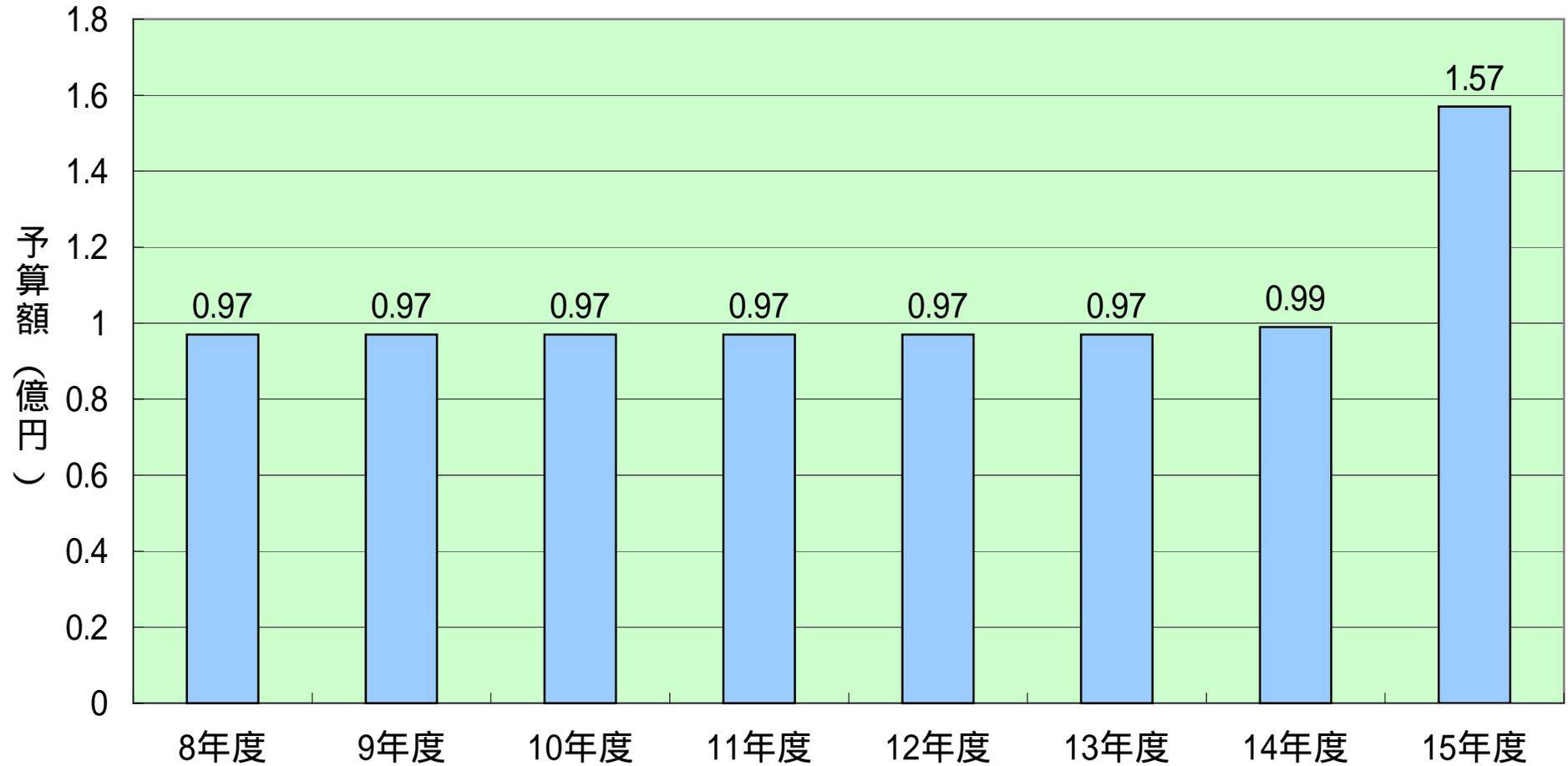


申請要件

- ・ 芸術性に富み、かつ評価の定まった、対象年代の鑑賞に適した演目の実施に関し、相当の実績を有する芸術団体であること。

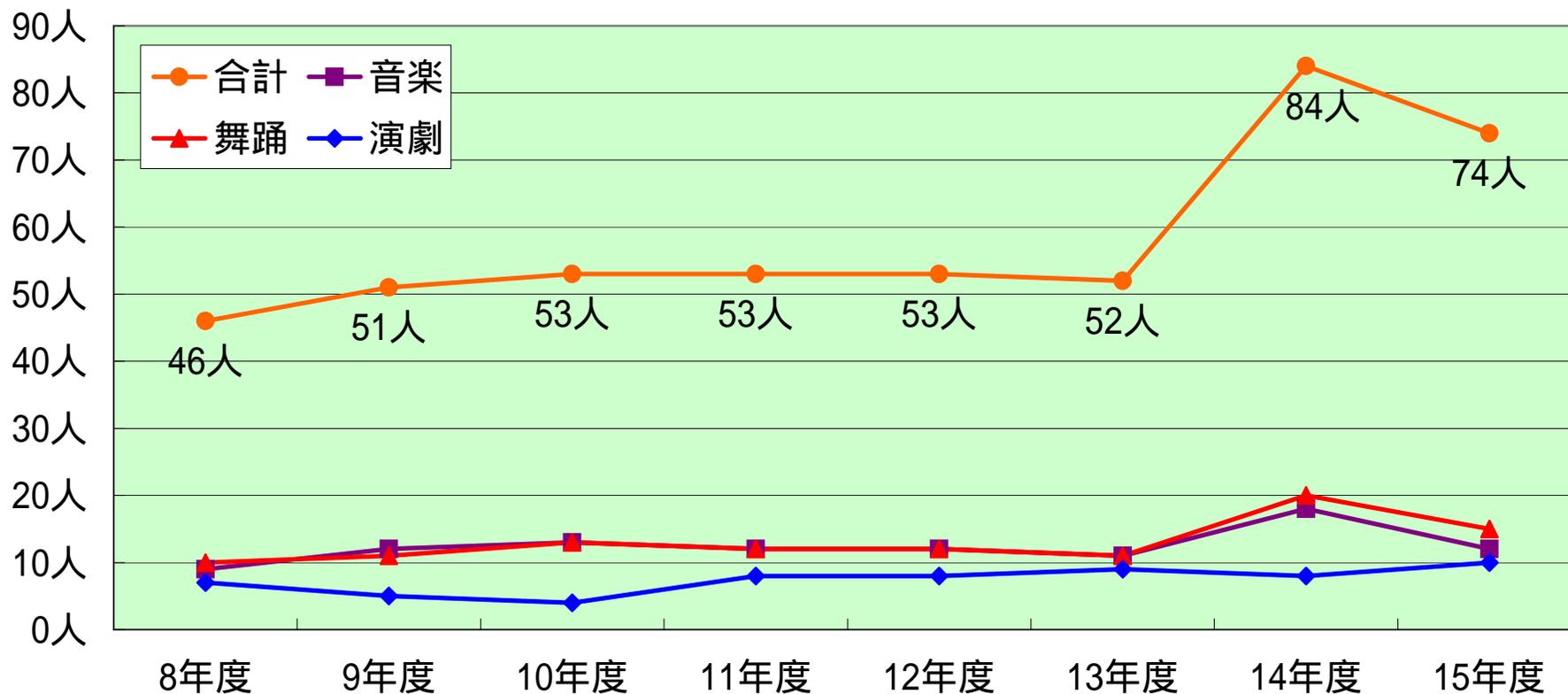
(6) 新進芸術家国内研修制度

新進芸術家国内研修制度予算額推移



平成14年度より「芸術インターンシップ」を「新進芸術家国内研修制度」に組替え。

新進芸術家国内研修制度採択推移

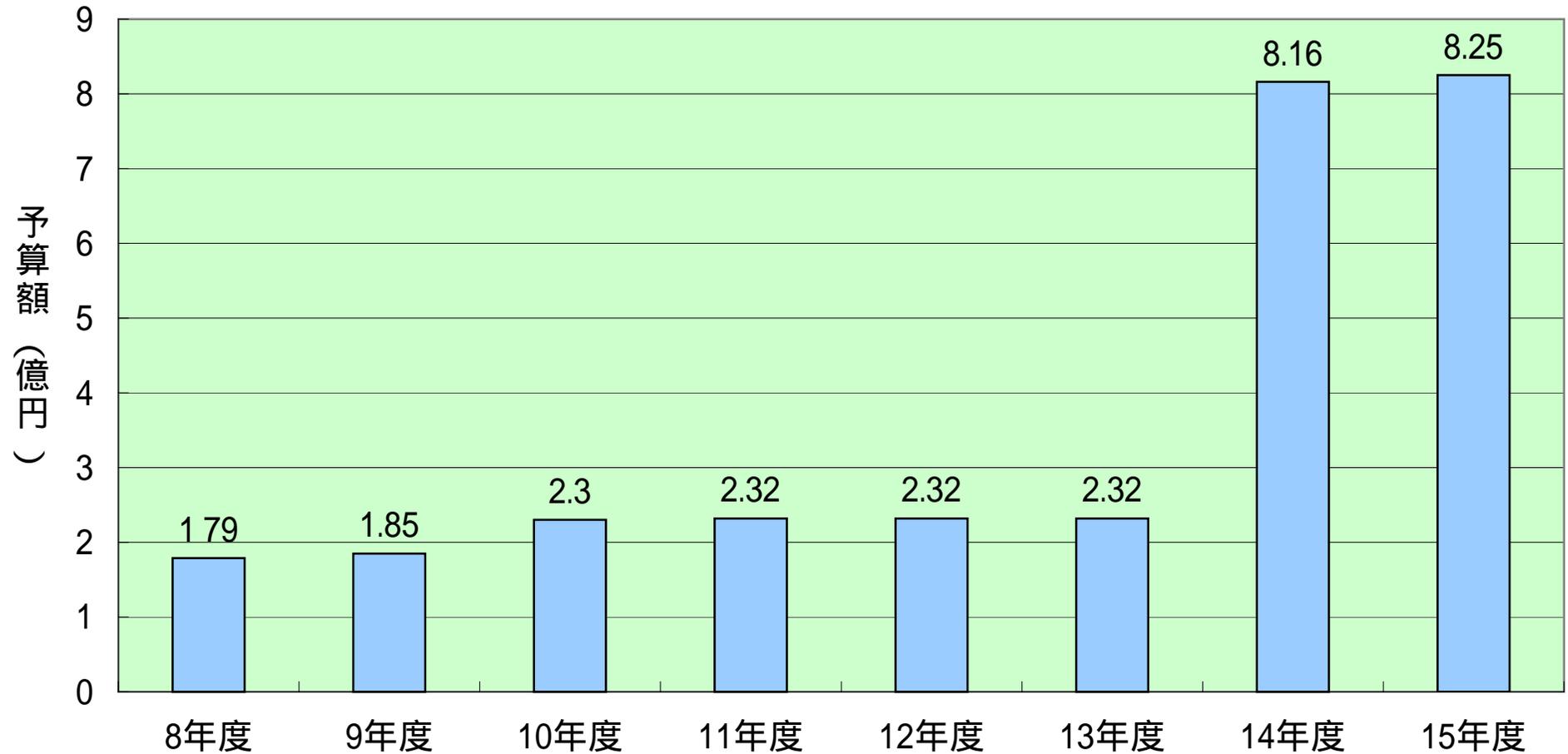


申請要件

- ・ 原則として日本国籍を有する者又は日本の永住資格を有する者。
- ・ 専門とする分野で芸術活動の実績があり、芸術家としての将来性があると認められる者。
- ・ 研修施設等での研修許可を受けていること、又は現に研修を受けていること。
- ・ 心身ともに健全であること。

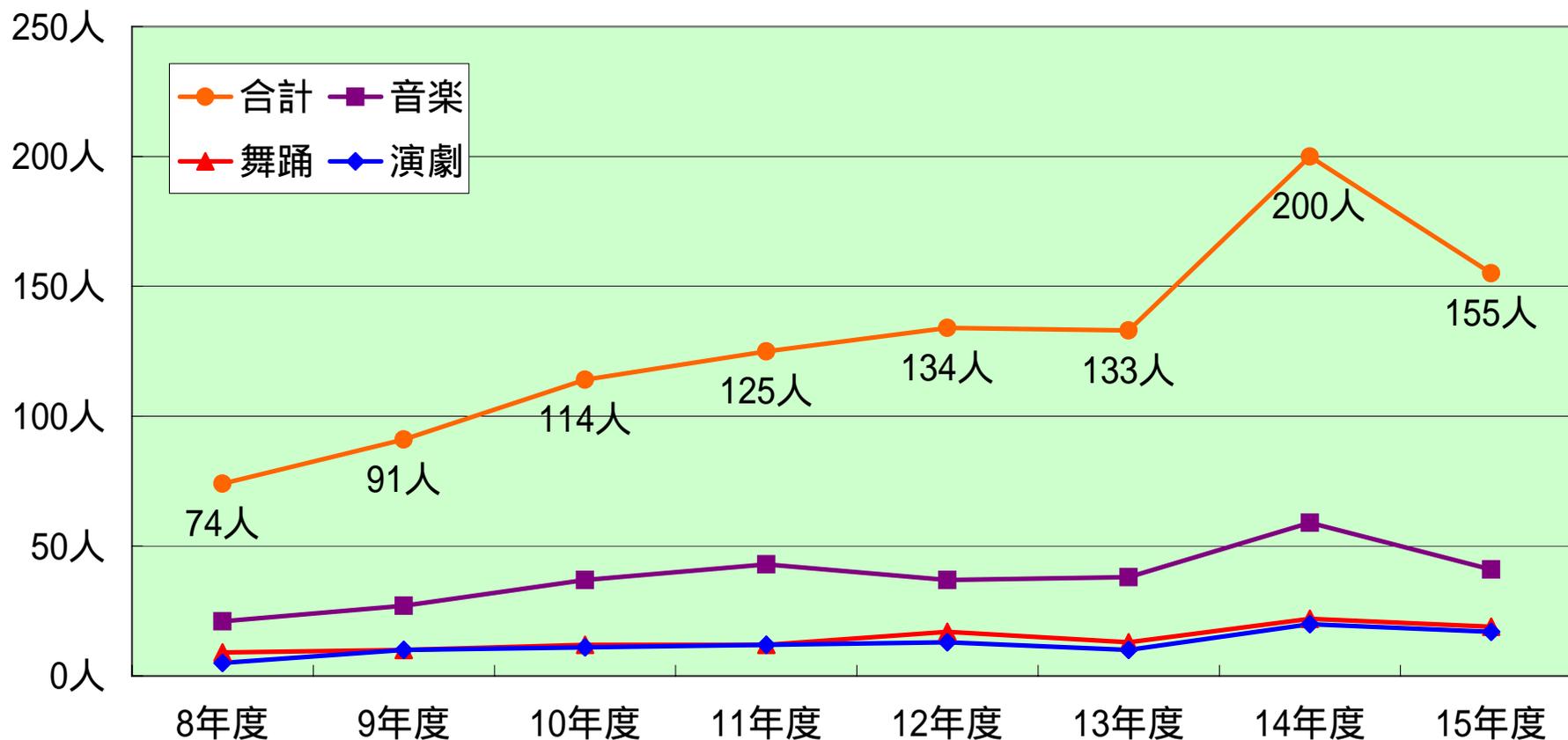
(7) 新進芸術家海外留学制度

新進芸術家海外留学制度予算額推移



平成14年度より「芸術家在外研修制度」を「新進芸術家海外留学制度」に組替え。

新進芸術家海外留学制度採択推移



申請要件

- ・ 原則として日本国籍を有する者又は日本の永住資格を有する者。
- ・ 専門とする分野で芸術活動の実績があること。
- ・ 外国での研修に堪える語学力を有すること。
- ・ 渡航先の研修施設の受入保証があること。
- ・ 心身ともに健康であること。

3. 各支援事業の審査組織

(1) 芸術団体重点支援事業等の審査組織

企画委員会

文化芸術に関し識見を有する者15名以内で構成し、支援方針、支援方針・審査基準、評価の在り方を等について協議する。
審査委員会各分野2名以内、その他学識経験者3名以内。
平成16年度支援事業の採択に関わる企画委員は、13名で構成。

審査委員会

文化芸術の各分野毎に、識見を有する者10名以内(芸術拠点形成事業部門のみ12名以内)で構成し、審査対象事業の審査選考を行う。

主査会

各分野にまたがる案件については、各分野の主査と副主査により審査選考を行う。

音楽分野
10名

舞踊分野
10名

演劇分野
10名

伝統芸能等
10名

大衆芸能
7名

芸術拠点形成事業
12名

(2) 新進芸術家海外留学及び新進芸術家国内研修の審査組織

新進芸術家海外留学及び新進芸術家国内研修選考会

各文化芸術分野の有識者で構成し、活動実績、将来性、研修内容等により選考を行う。
平成16年度に行われる選考会の選考委員は、49名で構成。

美術分野
14名

音楽分野
14名

舞踊分野
7名

演劇・舞台芸術等分野
7名

映画・メディア芸術分野
7名

(3) 本物の舞台芸術体験事業の審査組織

企画委員会

音楽・舞踊・演劇・児童劇の各文化芸術分野の有識者並びに教育現場に精通する者で構成し、各文化芸術分野の公演団体の選考を行う。
平成16年度支援事業の採択に関わる企画委員は、10名で構成。

音楽分野
1名以上

舞踊分野
1名以上

演劇分野
1名以上

児童劇分野
1名以上

全日本小学校
音楽教育研究会
1名以上

全日本中学校
音楽教育研究会
1名以上

全日本高等学校
音楽教育研究会
1名以上

全国中学校
文化連盟
1名以上

全国高等学校
文化連盟
1名以上

「今後の舞台芸術創造種別の支援方策について（提言）」附属資料

文 化 政 策 部 会 名 簿

平成16年2月3日現在

部会長	高階 秀爾	美術評論家
	津田 和明	サントリー株式会社相談役
	富澤 秀機	テレビ大阪(株)代表取締役社長
	中村 紘子	ピアニスト
	野間佐和子	株式会社講談社代表取締役社長
	川本 雄三	熊本県立劇場館長
	木村 俊光	声楽家, 桐朋学園大学教授
	熊倉 純子	東京芸術大学助教授
	佐藤 信	劇作家, 演出家, 東京学芸大学教授
	都筑 敏子	元ラジオ大阪プロデューサー
	中村 桂子	JT生命誌研究館長
	根木 昭	東京芸術大学教授
	山野 博大	バレエ評論家
	米屋 尚子	(社)日本芸能実演家団体協議会芸能文化情報センター部長

文化審議会「文化政策部会」検討経緯

平成15年 5月27日 第1回文化政策部会

概要：文化政策部会における検討事項について審議等

6月30日 第2回文化政策部会

概要： 舞台芸術創造活動支援の必要性 舞台芸術振興施策における活動助成の位置付け 資金配分の考え方 支援の評価システムの在り方 支援を受けた団体等の国民への還元等の5項目について審議等

7月24日 第3回文化政策部会

概要：前回の5項目について引き続き審議等

9月22日 第4回文化政策部会

概要：文化芸術活動の今後の支援の方針について審議等

10月20日 第5回文化政策部会

概要：文化芸術活動の支援事業について審議等

12月4日 第6回文化政策部会

概要：これまでの意見をまとめた「『今後の舞台芸術創造活動の支援方策について』骨子案」について審議等

平成16年 1月9日 第7回文化政策部会

概要：提言案作成チームと事務局で作成した「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について(案)」について審議等

2月3日 第35回文化審議会総会

概要：高階文化政策部会長より「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について(提言)」を報告